

第2期

岩手県自転車活用推進計画



令和8年3月

岩手県

表紙の写真

左上：岩手県広域サイクリングルート(いわて森の風ルート) 撮影場所：盛岡市日戸(天峰山)

右下：主要地方道盛岡横手線の状況(盛岡市)

目 次

第 1 章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象地域	2
第 2 章 現状と課題	3
1 岩手県の自転車を取り巻く現状と課題	3
2 これまでの取組の成果と課題(第 1 期計画の進捗状況)	55
第 3 章 取組分野、施策等計画の推進方策	56
1 取組分野、目標及び施策	56
2 具体的な推進方策	59
第 4 章 計画の推進方策	71
1 計画の推進体制	71
2 計画のフォローアップ	72

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

国内には様々な移動手段があり、このうち自転車は、通勤、通学、買物等の身近な交通手段として、子どもから高齢者までの幅広い年齢層に利用されています。近年は、環境や健康への意識の高まりなどを背景に、コンパクトなまちづくりを支える環境に優しい移動手段として、既存の交通手段である鉄道・バスとの連携をした利活用、また、運動による生活習慣予防のため、さらに、サイクルツーリズムを通じた地域活性化等の面でも自転車の活用が進んでいます。

このような中、自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ることなどの重要な課題に対応するため、平成29年(2017年)5月1日に自転車活用推進法(以下「法」という。)が施行されました。

また、国では、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の活用を推進していくことなどの法の基本理念に則り、自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法第9条の規定に基づき、平成30年(2018年)6月8日に国の自転車活用推進計画^{※1}(以下「国自転車計画」という。)を閣議決定し、長期的な展望を視野に入れつつ、計画が推進されています。法第10条の規定では、都道府県は、国自転車計画を勘案して、区域の実情に応じた都道府県版の自転車活用推進計画を定めるよう努めることとされており、こうした国の動きを踏まえ、本県における自転車を活用した環境負荷の低減、健康増進、観光振興等の促進を目的として、令和3年3月に、第1期岩手県自転車活用推進計画を策定したところです。本県では、本計画を今後も継続的に取組を推進していくため、第2期計画を策定するものです。



図1-1 自転車活用推進法と自転車活用推進計画(国)

※1 国の自転車活用推進計画：現行計画は、長期的な展望を視野に入れつつ令和7年度までを計画期間とされており、国では令和8年度に第3次自転車活用推進計画の策定に向けた検討が進められている。

2 計画の位置付け

本計画は、いわて県民計画(2019～2028)^{※2}を始めとする本県の各種関連計画を踏まえ、法第10条の規定に基づき、国自転車計画を勘案して策定する都道府県版の自転車活用推進計画であり、本県の自転車に関する施策の指針となるものです。

また、本計画は、法第11条の規定に基づき、市町村が当該市町村の自転車活用推進計画(以下「市町村自転車計画」という。)を策定する際に、国自転車計画とともに参考となるものです。

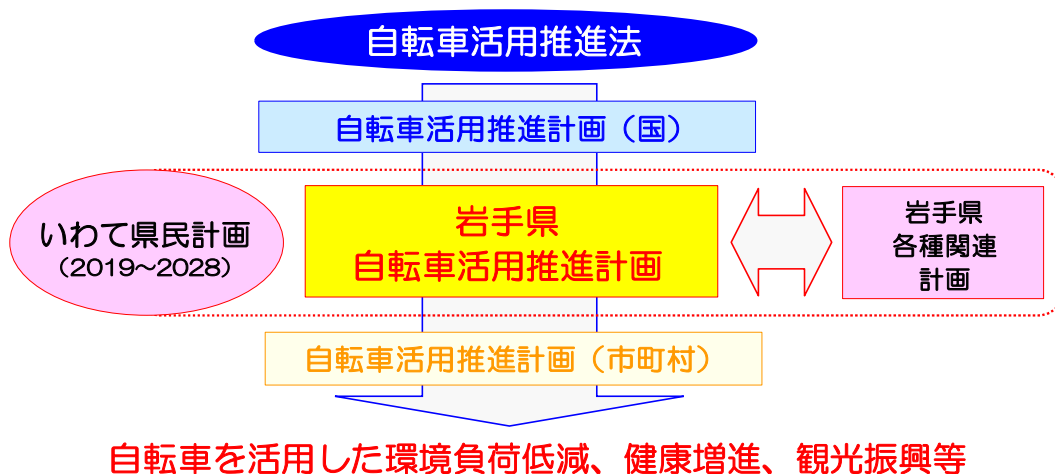


図1-2 計画の位置付け

3 計画の期間

自転車の活用を推進するに当たっては、長期的な視点に立った着実な取組が必要であり、国自転車計画の次期計画は、令和12年度(2030年度)までを計画期間として検討が行われています。

これを踏まえ、本計画は、国自転車計画の次期計画期間に合わせて、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)の5年間を計画期間とします。

計画期間(年度)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
国自転車計画	現行計画					次期計画				
岩手県自転車活用推進計画	現行計画					計画期間				

図1-3 計画期間

4 計画の対象地域

本計画は、岩手県全域を対象とします。

※2 いわて県民計画(2019～2028)：県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す本県の総合計画であり、行政、県民、企業、NPOなどのあらゆる主体が、岩手県の将来像などを共有し、それぞれの主体が自ら取組を進めていくためのビジョンとなるもの。

第2章 現状と課題

1 岩手県の自転車を取り巻く現状と課題

法第10条の規定では、都道府県は、国自転車計画を勘案して、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努めることとされています。

本計画では、本県の自転車を取り巻く現状と課題を踏まえて、本県の実情に応じた自転車の活用推進に関する施策を定めます。

(1) 気象の状況

本県の内陸部は、奥羽山脈の山沿いでは冬に雪が多い日本海側の気候、北上高地では気温の低い高原性の気候や気温の年変化・日変化が大きい盆地性の気候、北上川沿いの平野部では全般的に冬は寒さが厳しく夏は暑い内陸性の気候となっています。

沿岸部では、気温の年変化・日変化が小さい海洋性の気候ですが、宮古市以北では寒流の影響により全般的に気温が低いという特性があります。

また、本県は、全域が豪雪地帯^{※3}に指定(うち八幡平市の一部(旧松尾村)及び西和賀町は特別豪雪地帯^{※4}に指定)されており、内陸部では11月中旬から3月下旬、沿岸部では12月中旬から3月下旬頃まで積雪が確認されます。

本県で発生する自転車事故のうち、2割程度が12月から翌年3月までの冬期間に発生しており、冬期間の自転車利用は、積雪や凍結等による自転車の転倒等が懸念され、交通安全上危険であることから、気象や道路状況に応じた配慮が必要です。

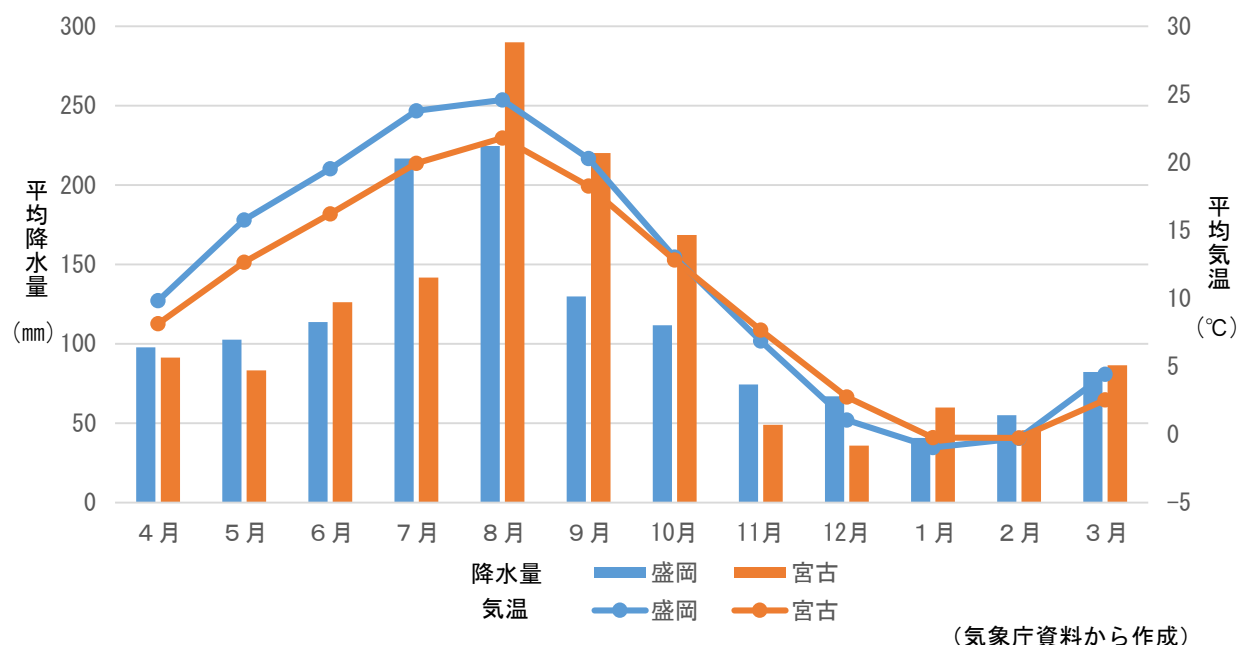


図2-1 岩手県の月平均気温・月平均降水量(H27年度～R6年度)

※3 豪雪地帯：豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき、積雪が特にはなはだしいため産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域として、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定したもの。

※4 特別豪雪地帯：豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域。

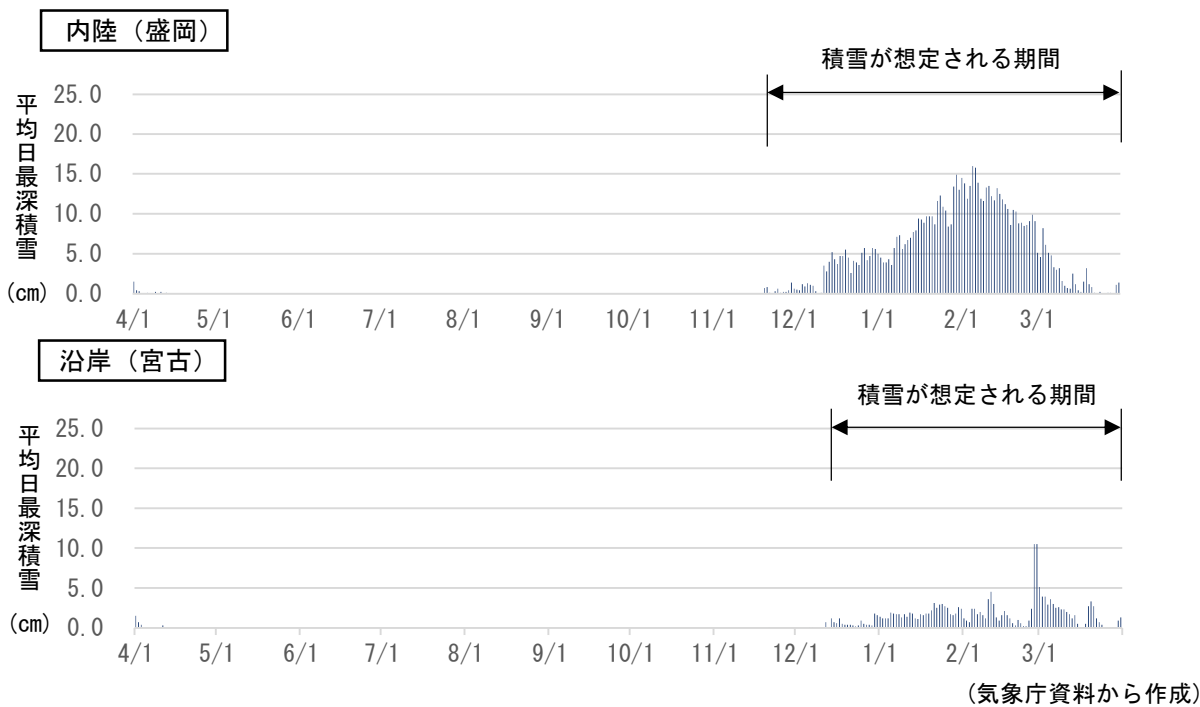


図2-2 岩手県の平均日最深積雪(H27年度～R6年度)

表2-1 岩手県における自転車の交通事故発生状況(R2年～R6年)

(件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	冬期間での発生割合(%) (12月～3月)
R2	10	9	12	11	11	23	21	14	22	24	20	10	187	21.9
R3	1	2	10	19	21	23	20	10	27	23	21	19	196	16.3
R4	2	1	9	8	14	22	22	16	29	22	29	8	182	11.0
R5	3	5	4	16	26	12	24	24	18	15	22	8	177	11.3
R6	3	4	4	13	17	15	18	14	12	16	14	15	145	17.9
平均	3.8	4.2	7.8	13.4	17.8	19.0	21.0	15.6	21.6	20.0	21.2	12.0	177.4	—
割合(%)	2.1	2.4	4.4	7.6	10.0	10.7	11.8	8.8	12.2	11.3	12.0	6.8	—	15.7

(交通事故発生状況(岩手県警察)から作成)



(国土数値情報豪雪地帯データ(R7.4)から作成)

図2-3 豪雪地帯指定状況



写真2-1 積雪時の状況(盛岡市)

(2) 二酸化炭素排出量の状況

温室効果ガスの排出削減に向けた国際的な枠組み「パリ協定」が平成 27 年(2015 年)に採択され、脱炭素社会を目指す取組が世界中で行われており、我が国においても、国が令和 2 年(2020 年)10 月に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

本県では、パリ協定の目標達成に地域から貢献するため、国に先立ち令和元年(2019 年)11 月に「温室効果ガス排出量の 2050 年実質ゼロ」を宣言するとともに、令和 3 年(2021 年)3 月に策定した第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画^{※5}において、国を上回る削減目標として、2030 年度の温室効果ガス削減割合 41%を掲げました。その後、令和 5 年(2023 年)3 月には、国の動向等を踏まえて、目標を 57%に修正するなどの改訂を行い、具体的な取組を進めているところです。

本県の温室効果ガスの排出量は、平成 25 年度(2013 年度)以降、減少傾向にあります。また、温室効果ガスのうち約 9 割は二酸化炭素が占めています。

令和 4 年度(2022 年度)の二酸化炭素排出量のうち、自動車の排出量は 18.6%を占め、全国の 15.9%を上回っています。また、令和 4 年度(2022 年度)の本県の自動車利用による一世帯当たりの二酸化炭素排出量は、1,473kg-CO₂/年であり、全国平均 968kg-CO₂/年に対し約 52 %多くなっています。

自転車は、二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しない環境負荷の低い交通手段であり、また、約 500m から 5 km 弱程度の距離では他の交通手段と比べて目的地に到着するまでの所要時間が短いなど、効果的な移動手段の 1 つであることから、こうした自転車の特性を踏まえ、交通における自動車への依存を低減し、自転車の活用を推進することが必要です。



(岩手県環境生活部調査)

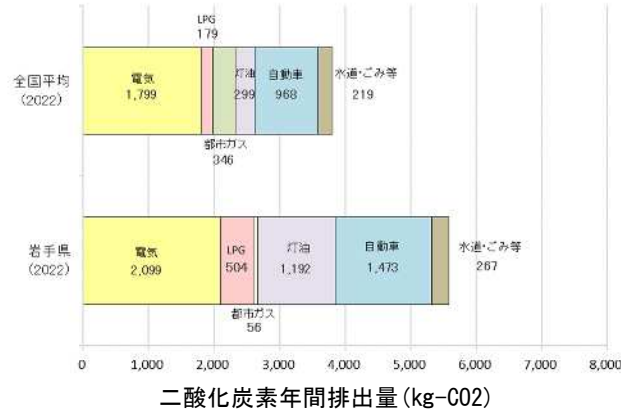
図 2-4 岩手県の二酸化炭素年間排出量の推移

※ 5 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画：地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく温室効果ガスの排出抑制等のための施策等を定める地方公共団体実行計画。計画期間は令和 3 年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 10 年間。令和 5 年 3 月改訂。

表 2-2 運輸部門の二酸化炭素排出量※6 (R4 年度)

	岩手県		全国	
	排出量 (千 t-CO2)	割合 (%)	排出量 (千 t-CO2)	割合 (%)
二酸化炭素排出量	10,769	100.0	1,032,300	100.0
うち運輸部門	2,081	19.3	192,000	18.6
自動車	2,008	18.6	164,000	15.9
鉄道・船舶・航空	73	0.7	28,000	2.7

(岩手県環境生活部調査)



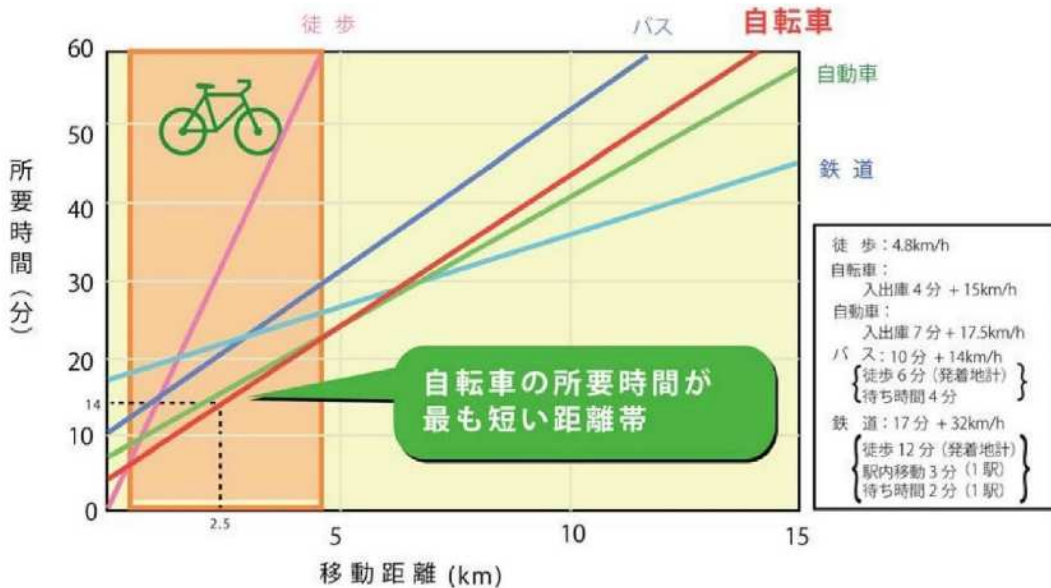
(岩手県環境生活部調査)

図 2-5 一世帯当たりの二酸化炭素年間排出量の状況

【参考】交通手段別の移動距離と所要時間の関係

自転車は、一定の距離以内では最も所要時間が短く、定時性に優れていることから、近・中距離での移動時間の短縮や定時性の確保に効果的です。

国土交通省の資料では、約 500m から 5km 弱の都市内移動において、自転車はほかの交通手段よりも所要時間が短いことが示されています。



(出典：自転車通勤導入の手引き(令和 6 年 7 月 自転車活用推進官民連携協議会))

※ 6 運輸部門の二酸化炭素排出量：端数処理を行っているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

【参考】2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

令和2年(2020年)12月25日に国が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」は、2050年カーボンニュートラルへの挑戦を経済と環境の好循環につなげるための産業政策であり、14の重要分野ごとに、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画です。

この戦略の中で、自転車関係施策については、重要分野のひとつである「物流・人流・土木インフラ産業」において、「スマート交通の導入、自転車移動の導入促進」の取組として、「地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、国においても新たな自転車活用推進計画を策定し、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する」ことが明記されています。

【参考】2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

⑧物流・人流・土木インフラ産業

◆ カーボンニュートラルポートの形成、スマート交通の導入、自転車移動の導入促進、グリーン物流の推進、交通ネットワーク・拠点・輸送の効率化・低炭素化の推進、インフラ・都市空間等でのゼロエミッション化、建設施工におけるカーボンニュートラルの実現に総合的に取り組むことで、物流・人流・土木インフラ産業での2050年のカーボンニュートラル実現を目指す。

	現状と課題	今後の取組
①カーボンニュートラルポートの形成	<p>我が国のCO2排出量の約6割が港湾・臨海部から</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国のCO2排出量の約6割を占める火力発電・製油等は主に港湾・臨海部に立地。 我が国の輸出入の99.6%を取り扱う港湾は、コンテナ貨物トレーラーや横持トラックの輸送拠点。 港湾は、水素・アンモニア等次世代エネルギーの輸入拠点。 <p>水素等次世代エネルギー輸送手段や受入体制が確立されていない。</p> <p>各事業者が個々に技術開発等に取り組んでおり、スケールメリットの創出が困難。</p> <p>水素等次世代エネルギー調達のため、海外での積出港の確保が必要。</p>	<p>港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成</p> <p>次世代エネルギーの輸送キャリアに応じたモーター港を対象として、社会実装を推進。カーボンニュートラルポート（CNP）形成のためのマニュアルを策定し、CNPの形成を全国に展開。</p> <p>次世代エネルギー資源獲得に資する海外における港湾投資の検討</p> <p>海外からの次世代エネルギー資源の安価な大量輸入のため、積出港の環境整備等、企業による取組を支援。</p>
②スマート交通の導入、自転車移動の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 複数の交通機関の乗換の複雑さなど、利便性の面で更に改善を進めるべき課題が存在 自家用自動車へ過度に依存することのない移動手段の確保 電動化・自動化によるCO2排出の少ない輸送システムが導入された社会の実現：日常生活における車の使い方をはじめとした国民の行動変容を促すとともに、自家用自動車の過度な依存を見直し、地方部における公共交通機関の確保・維持や、利用促進を図ることが重要。 自転車活用：自転車通行空間の整備延長は約2,930km（R元年度末） 	<p>日常生活における車の使い方をはじめとした国民の行動変容を促す。</p> <p>→地域公共交通活性化再生法を活用した地域公共交通の充実やMaaSの利便性向上の取組を官民一体で推進し、自家用自動車へ過度に依存することのない移動手段を確保。</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりと連携し、LRT・BRT、電動化・自動化された公共交通等、新たな技術を活用したCO2排出の少ない輸送システムの導入促進。 自転車活用：自転車通行空間の整備や自転車活用の促進
③グリーン物流の推進、交通ネットワーク・拠点・輸送の効率化・低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> モーダルシフトの推進：低炭素型の物流体系構築のため、CO2排出削減効果の高いモーダルシフトの推進が必要。 物流施設の低炭素化：庫内作業の省人化に伴う照明等エネルギー消費量の削減や、冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器の導入によるエネルギー消費量の削減及び脱フロンが不可欠。 ドローン物流の実用化：過疎地域では、輸配送の効率化や物流の持続可能性の確保が課題。 燃料電池鉄道車両の開発・導入：現行の関連基準・規制が燃料電池（FC）鉄道車両の走行を想定していない。 エコエアポート：コスト面に課題があり、各空港において導入を見送られているシステムが存在。 航空交通システムの高度化：従来の航法よりも飛行距離を短縮し、より多くの航空機を効率よく飛行させることが可能となるRNAV経路の導入促進が必要。 道路における主要渋滞箇所は約9,000箇所（R元年11月時点）、国内貨物輸送の約8割がトラック輸送。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車輸送からCO2排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進。 物流施設における省人化機器及び再生可能エネルギー設備の導入や、冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器への転換に係る取組を推進。 持続可能な事業形態の整理、機体導入への支援。 FC鉄道車両の社会実装に向け、関連基準・規制等、必要な環境整備を検討。 エコエアポートガイドラインの改正を含めた検討、GPUの導入促進、空港施設のLED化等省エネルギーシステムの導入推進、空港車両のFC化・電動化によるグリーンエネルギー車両の導入を促進。 革新的運航改善に向けた国際協調、研究開発に取り組む。 道路ネットワークの整備や道路を賢く使う取組等の道路交通対策を推進。 ダブル連結トラックによる物流の効率化を推進。

(出典：成長戦略会議(第6回)資料(令和2年12月25日))

【参考】道路の脱炭素化推進

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害の激甚化・頻発化が懸念されています。道路は国内CO2排出量の約18%を占めており、全ての道路管理者による積極的な取組が必要です。今後、国、高速道路会社、自治体等で脱炭素化の目標、推進を図るための施策、計画の実施に必要な事項を盛り込んだ「道路脱炭素化推進計画」を策定します。

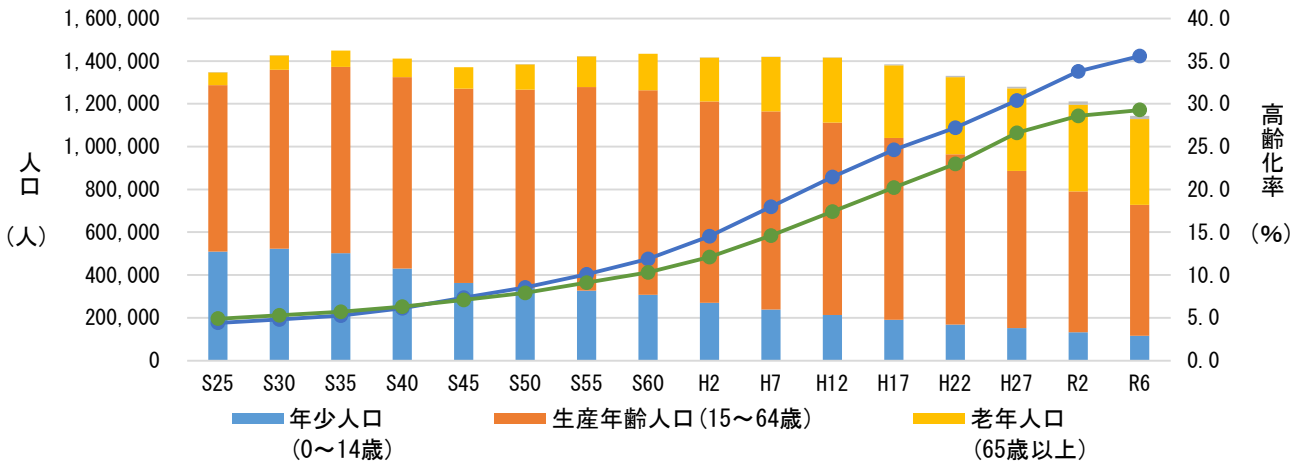
(出典：国土交通省道路局環境安全・防災課資料(令和7年10月1日))

(3) 人口・健康等の状況

① 人口及び高齢化率

本県の人口は、昭和30年代中盤の約145万人をピークに減少傾向で推移し、昭和40年代後半から50年代後半にかけて一旦増加傾向となり、昭和60年(1985年)に143万人となった後は減少傾向で推移し、令和6年(2024年)は約115万人(全国32位)となっています。

また、高齢化率^{※7}は、年々増加しており、令和6年(2024年)時点では、全国平均29.3%に対して本県は35.4%(全国7位)となっています。



(岩手県毎月人口推計、令和6年版高齢社会白書(内閣府)から作成)

図2-6 岩手県の人口・高齢化率の推移

表2-3 都道府県別人口(R6年)

順位	都道府県	総人口 (万人)
1	東京都	1,418
2	神奈川県	923
3	大阪府	876
4	愛知県	746
5	埼玉県	733
~		
32	岩手県	115
~		
46	島根県	64
47	鳥取県	53
東北		821
全国		12,380

表2-4 都道府県別高齢化率(R6年)

順位	都道府県	高齢化率 (%)
1	秋田県	39.5
2	高知県	36.6
3	徳島県	35.9
4	青森県	35.7
5	山形県	35.6
6	山口県	35.5
7	岩手県	35.4
8	島根県	35.2
~		
47	東京都	22.7
東北平均		34.9
全国平均		29.3

(表2-3~表2-4：人口推計(総務省統計局)から作成)

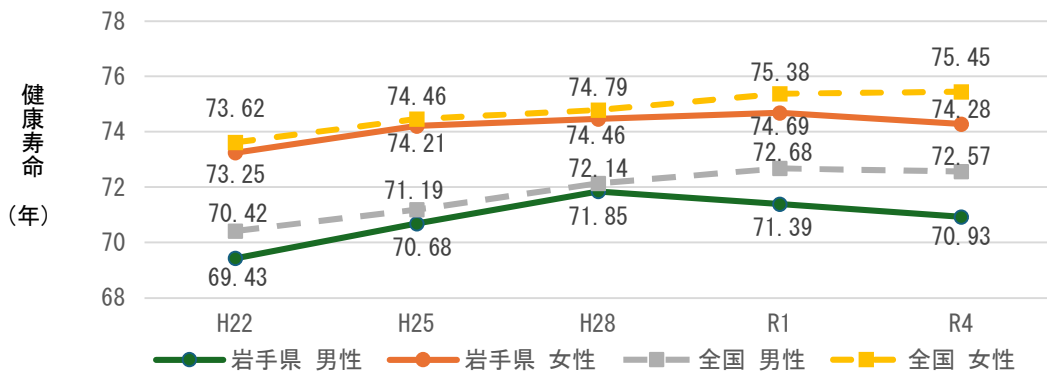
※7 高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

② 健康寿命及び主な生活習慣病による年齢調整死亡率

本県の令和4年(2022年)の健康寿命^{※8}は、男性70.93年(全国47位)、女性74.28年(全国47位)となっており、全国平均の男性72.57年、女性75.45年を下回っています。

また、本県の主な生活習慣病による令和2年の年齢調整死亡率^{※9}は、脳血管疾患で男性147.2(全国47位)、女性84.3(全国47位)、心疾患で男性213.0(全国41位)、女性121.6(全国42位)と全国下位に位置しているほか、65歳未満における令和2年の年齢調整死亡率(全死因)は、男性213.0(全国平均197.2)、女性116.4(全国平均100.2)と全国平均を上回っており、生活習慣病の予防等により、働き盛りの世代における年齢調整死亡率を低下させることが必要です。

生活習慣病を発症するリスクを低減させるためには、食生活改善や禁煙等のほか、サイクリングや自転車通勤等の日常生活の中で無理なく実践できる運動習慣の定着を図ることが必要です。



(健康寿命の全国推移の算定・評価に関する研究—全国と都道府県の推移—(厚生労働科学研究)から作成)

図2-7 健康寿命の推移

表2-5 都道府県別男性の健康寿命(R4年)

順位	都道府県	健康寿命(男性) (年)
1	静岡県	73.75
2	石川県	73.60
3	山梨県	73.47
4	群馬県	73.37
5	神奈川県	73.28
～		
46	高知県	71.19
47	岩手県	70.93
全国平均		72.57

表2-6 都道府県別女性の健康寿命(R4年)

順位	都道府県	健康寿命(女性) (年)
1	静岡県	76.68
2	山口県	76.43
3	岐阜県	76.2
4	山梨県	76.16
5	宮崎県	76.13
～		
46	沖縄県	74.33
47	岩手県	74.28
全国平均		75.45

(表2-5～表2-6：健康寿命の全国推移の算定・評価に関する研究—全国と都道府県の推移—(厚生労働科学研究)から作成)

※8 健康寿命：日常生活に制限のない期間の平均。

※9 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するため、死亡率を一定の基準人口(平成27年モデル人口)に当てはめて算出した値。

表 2-7 脳血管疾患における男性の
年齢調整死亡率(人口 10 万対) (R2 年)

順位	都道府県	年齢調整死亡率 (男性)
1	滋賀県	76.2
2	奈良県	77.0
3	大阪府	78.6
~		
45	栃木県	119.7
46	秋田県	124.1
47	岩手県	147.2
全国平均		93.8

表 2-8 脳血管疾患における女性の
年齢調整死亡率(人口 10 万対) (R2 年)

順位	都道府県	年齢調整死亡率 (女性)
1	大阪府	45.5
2	奈良県	46.5
3	京都府	47.2
~		
45	福島県	75.2
46	秋田県	78.2
47	岩手県	84.3
全国平均		56.4

表 2-9 心疾患における男性の
年齢調整死亡率(人口 10 万対) (R2 年)

順位	都道府県	年齢調整死亡率 (男性)
1	福岡県	143.7
2	鳥取県	148.1
~		
41	岩手県	213.0
~		
46	和歌山県	219.8
47	愛媛県	234.4
全国平均		190.1

表 2-10 心疾患における女性の
年齢調整死亡率(人口 10 万対) (R2 年)

順位	都道府県	年齢調整死亡率 (女性)
1	鳥取県	82.7
2	沖縄県	87.1
~		
42	岩手県	121.6
~		
46	山口県	126.7
47	愛媛県	129.1
全国平均		109.2

(表 2-7 ~ 表 2-10 : 令和 2 年都道府県別年齢調整死亡率の概況(厚生労働省)から作成)

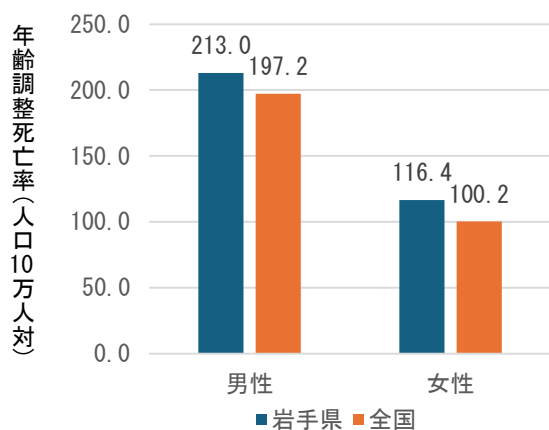


図 2-8 全死因における
年齢調整死亡率(R5 年)

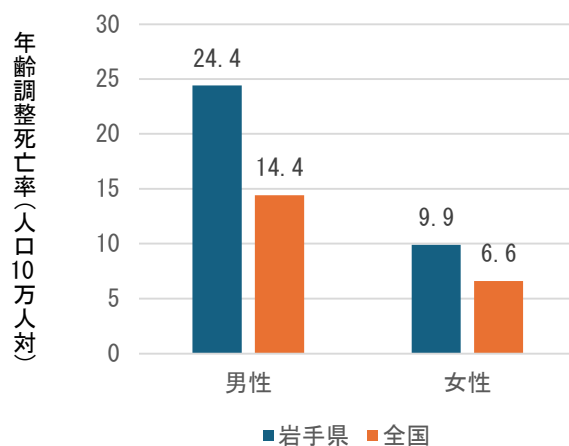


図 2-9 脳血管疾患における
年齢調整死亡率(R5 年)

(図 2-8 ~ 図 2-9 : 人口動態統計データから健康国保課で算出)

③ 自転車を活用した身体活動

本県では、県民がサイクリングなどの自転車を利用して行った運動の実施割合は、令和7年度(2025年度)は7.0%となり、令和3年度(2021年度)の8.4%から横ばいにあります。地域別では、盛岡地域と県南地域が県全体よりも割合が高いものの、沿岸地域や県北地域では割合が低くなります。また、世代別では20代から40代の割合が高いものの、50代以上では割合が低くなります。なお、性別では男性よりも女性の割合が低い傾向です。

また、令和3年8月に岩手県道路交通法施行細則が改正され、本県でタンDEM自転車の公道走行が可能となりました。様々な自転車に興味を持ち、利用をすることで運動する機会の増加につながります。

自転車を利用する運動は、脂肪燃焼や体力向上に効果的な運動強度を維持しやすく、生活習慣病の予防が期待されることから、日常生活の中で無理なく実践できる自転車利用を促進することにより、県民の生活習慣病の予防や体力の維持・向上を図ることが必要です。

表2-11 自転車を利用する運動を実施した県民の割合※10

年度	R3	R4	R5	R6	R7
割合(%)	8.4%	10.5%	10.7%	8.5%	7.0%

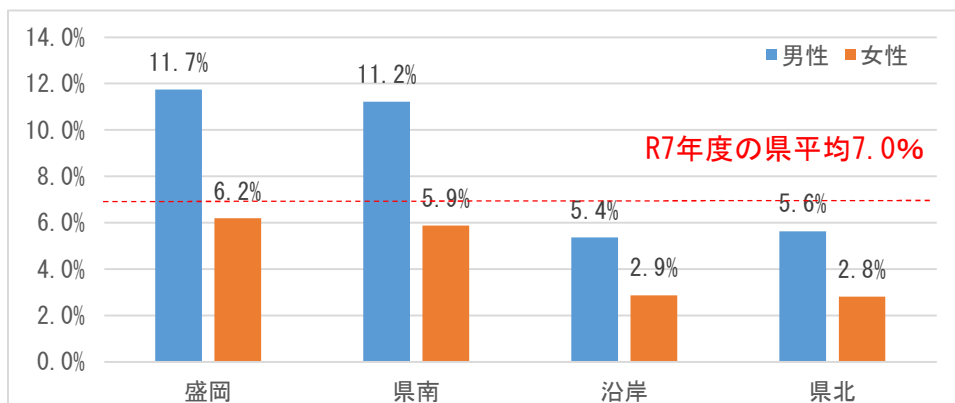


図2-10 自転車を利用する運動を実施した県民の割合(R7年 地域別、性別)※10

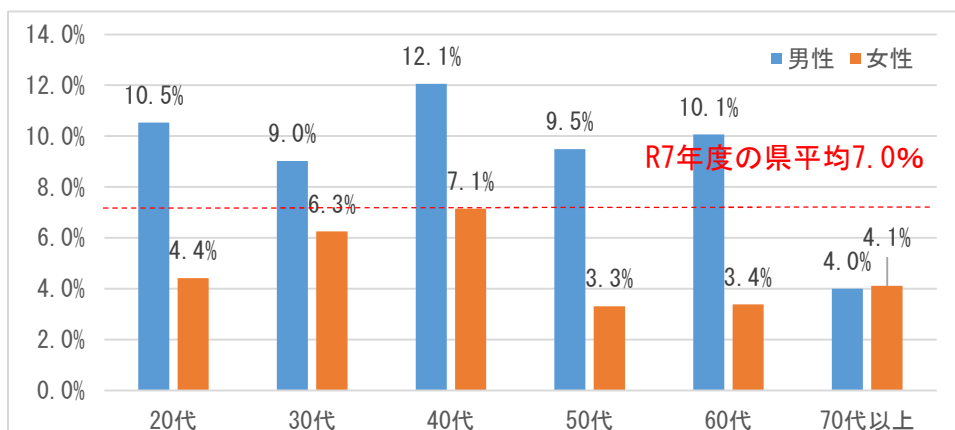


図2-11 自転車を利用する運動を実施した県民の割合(R7年 年代別、性別)※10

(表2-11、図2-10~図2-11：県民のスポーツ実施状況に関する調査から作成)

※10 自転車を利用する運動を実施した県民の割合：「県民のスポーツ実施状況に関する調査」で自転車通勤又はサイクリングを行った割合。

【参考】身体活動で消費するエネルギー

身体活動は、安静にしている状態より多くのエネルギーを消費する全ての動作のことであり、日常生活における労働、家事、通勤、通学等の生活活動と、スポーツなどの体力の維持・向上を目的として計画的、意図的に実施し、継続性のある活動である運動に分類されます。

厚生労働省の「健康づくりのための身体活動基準 2023」では、将来、生活習慣病等を発症するリスクを低減させるため、個人にとって望ましい身体活動の基準が定められています。

18～64歳の基準では、身体活動量の基準(日常生活で体を動かす量の考え方)として「強度が3メッツ※¹¹以上の身体活動を23メッツ・時/週行う。具体的には、歩行又はそれと同等以上の強度の身体活動を毎日60分行う。」とされています。

「3メッツ以上の身体活動(歩行又はそれと同等以上の動き)」の例として、自転車に乗った場合の運動強度は4.0メッツとされており、自転車は効果的な身体活動を行うことができます。

メッツ	3メッツ以上の生活活動の例
3.0	普通歩行(平地、67m/分、犬を連れて)、電動アシスト付き自転車に乗る、家財道具の片付け、台所の手伝い、梱包、ギター演奏(立位)
3.3	カーペット掃き、フロア掃き、掃除機、身体の動きを伴うスポーツ観戦
3.5	歩行(平地、75～85m/分、ほとほとの速さ、散歩など)、楽に自転車に乗る(8.9km/時)、階段を下りる、軽い荷物運び、車の荷物の積み下ろし、荷づくり、モップがけ、床磨き、風呂掃除、庭の草むしり、車椅子を押す、スクーター(原付)・オートバイの運転
4.0	自転車に乗る(≒16km/時未満、通勤)、階段を上る(ゆっくり)、動物と遊ぶ(歩く/走る、中強度)、高齢者や障害者の介護(身支度、風呂、ベッドの乗り降り)、屋根の雪下ろし
4.3	やや速歩(平地、やや速めに=93m/分)、苗木の植栽、農作業(家畜に餌を与える)
4.5	耕作、家の修繕
5.0	かなり速歩(平地、速く=107m/分)、動物と遊ぶ(歩く/走る、活発に)
5.5	シャベルで土や泥をすくう
5.8	こどもと遊ぶ(歩く/走る、活発に)、家具・家財道具の移動・運搬
6.0	スコップで雪かきをする
7.8	農作業(干し草をまとめる、納屋の掃除)
8.0	運搬(重い荷物)
8.3	荷物を上の階へ運ぶ
8.8	階段を上る(速く)

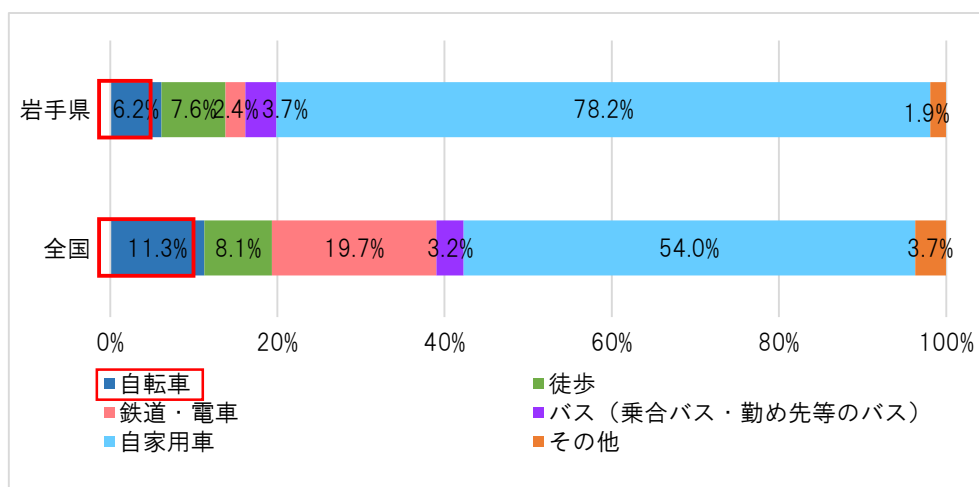
(出典：健康づくりのための身体活動基準 2023 (厚生労働省))

※11 メッツ：運動強度の単位で、安静時を1とした時と比較して何倍のエネルギーを消費するかで活動の強度を示したもの。

(4) 通勤・通学での利用状況

自転車は渋滞の影響が少ないため、一定の距離内では他の交通手段に比べて所要時間が短く、定時性に優れているなど、近・中距離での通勤・通学時間の短縮や定時性の確保に効果的な交通手段ですが、本県では、通勤・通学における交通手段は、自家用車利用が全体の約8割を占め全国の約5割を大きく上回っており、自転車利用は全体の約6%で全国平均の約11%を下回っています。

国では「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを創設しています。企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、自転車通勤を導入する企業・団体を自転車活用推進本部長(国土交通大臣)が認定し、広く発信する取組をしています。本県で認定された企業・団体は無く、今後、企業が自主的に取組を促進し、自転車の利用拡大を図る必要があります。



(令和2年国勢調査より「利用交通手段が1種類」で作成)

図2-12 通勤・通学における交通手段別割合

【参考】自転車通勤による健康増進

生活活動のひとつである自転車通勤は、内臓脂肪を燃やし、体力・筋力の維持・増進に役立つほか、がんや心臓疾患による死亡・発症のリスク軽減等の身体面の健康増進が期待されます。

また、気分・メンタルの向上により、精神面での健康増進にもつながります。

トピック

○自転車通勤の運動強度は安静時の6.8倍 3か月で体重と体脂肪率がダウン

自転車による通勤は、安静時の6.8倍の運動強度*であるとされています。

3か月間の自転車通勤により、体重が7%減(約6kg減)、体脂肪率が4%減という調査結果もあります。



図 6 自転車通勤と体重・体脂肪率の変化

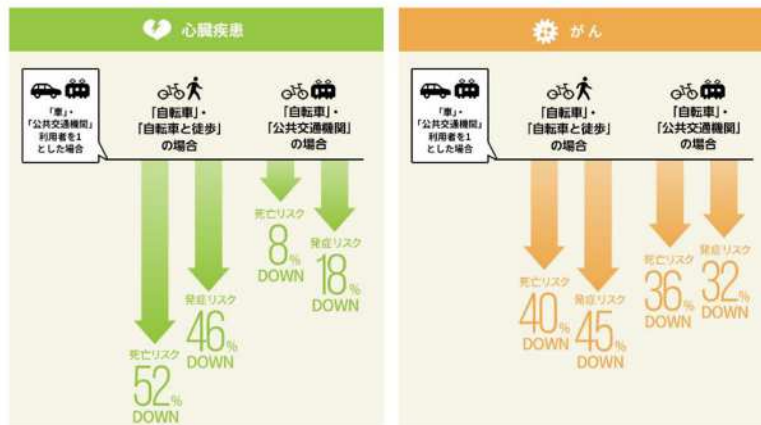
【出典：株式会社シマノ】

*運動強度を示す単位であるメッツ (METs) より

○自転車通勤でがんや心臓疾患による死亡・発症リスクが大幅ダウン

2017年に発表されたイギリスの研究によると、自転車もしくは自転車および徒歩による通勤では、クルマや公共交通機関に比べて、がんによる死亡リスクが40%、心臓疾患による死亡リスクが52%も低いことが明らかにされています。

通勤時に「クルマや公共交通機関のみ」を利用する場合と「自転車」を利用する場合の
心臓疾患・がんによる死亡/発症リスク



【出典：BMJ2017;357j1456】

図 7 通勤時の手段別にみた心臓疾患・ガンによる死亡・発症リスク

【出典 (図)：株式会社シマノ作成】

(出典：自転車通勤導入に関する手引き(令和6年7月 自転車活用推進官民連携協議

(5) 自転車通行空間等の状況

① 自転車通行空間

自転車を安全で快適に利用できる自転車通行空間は、その整備形態に応じて、独立した道路として設けられる「自転車専用道路」、防護柵等で車道・歩道から物理的に分離されている「自転車道」、道路標示等により自転車の通行空間が明示されている「自転車専用通行帯」、矢羽根型路面標示^{※12}等により車道に自転車の通行範囲と通行方向が明示されている「車道混在」の4つに分類されます。

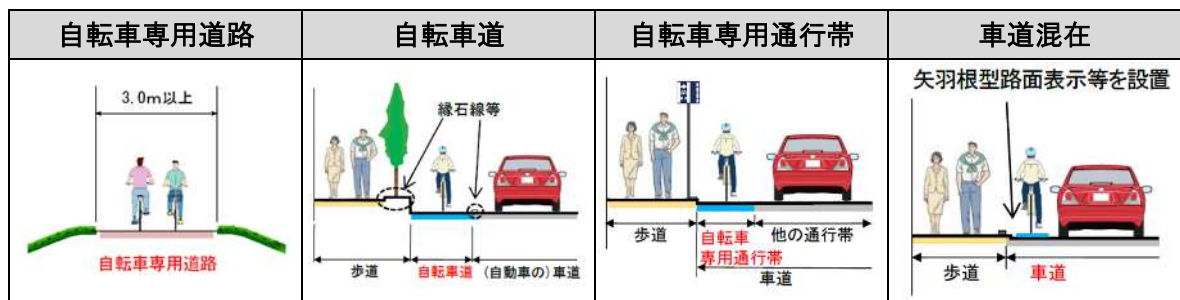
本県では、側溝入替等により自転車通行空間を確保したうえで整備を行っているため時間を要しており、令和5年(2023年)3月末現在で、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備延長が約11.7kmにとどまっています。全道路延長の割合は東北地方の21.6%ですが、自転車通行空間の割合は東北地方の6.7%と低くなっていることから、安全に自転車を利用できる自転車通行空間の整備が必要です。

表2-12 岩手県内の自転車通行空間の状況

分類	東北地方 (km)	岩手県 (km)	東北地方に占める岩手県の 道路延長の割合(%)
全道路延長	約156,190	約33,730	21.6
自転車専用道路	4.2	0.0	-
自転車道	5.7	0.0	-
自転車専用通行帯	34.1	0.5	1.5
車道混在	131.9	11.2	8.5
合計	175.9	11.7	6.7

※ 東北地方の合計は四捨五入の関係で一致しない。

(岩手県県土整備部調査)



(安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(令和6年6月)(国土交通省道路局、警察庁交通局)から作成)

図2-13 自転車通行空間の整備形態



写真2-2 自転車専用通行帯 (提供:盛岡市)



写真2-3 車道混在

※12 矢羽根型路面標示: 自転車の通行範囲と通行方向を青色の矢羽根等で明示して、自転車と自動車に自転車が通行する範囲であることを意識させるための路面表示。

② 自転車と歩行者の通行範囲が区分された歩道等

本県では、都市部や人家連たん部、通学路等の歩行者交通量が多い道路を中心に歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の整備が進められてきました。

自転車は、道路交通法で軽車両に分類され、車道通行が原則ですが、道路標識等で通行することができるとされている場合や自転車の運転者が高齢者、児童、幼児等の場合、通行の安全を確保するためにやむを得ない場合等には、例外として歩道等を自転車で通行することができます。

本県では、国道、県道及び市町村道を含めて、自転車が通行できる歩道等^{※13}が約2,460kmありますが、自転車と歩行者の通行範囲が明示された歩道等は令和5年(2023年)3月末時点で約15kmと全体の約0.6%にとどまっています。自転車と歩行者の安全な通行を確保するため、自転車が通行できる歩道等における自転車と歩行者の通行範囲の区分が必要です。

表 2-13 岩手県内の自転車と歩行者の通行範囲を区分した歩道等の状況

歩道等延長 ^{※14}	普通自転車 ^{※15} が通行できる歩道等延長	うち自転車と歩行者が分離されている歩道等	
		延長	割合
約 4,500km	約 2,460km	約 15km	約 0.6%

(岩手県県土整備部調査)



写真 2-4 普通自転車通行指定部分^{※16}がある歩道等



写真 2-5 普通自転車通行可の歩道等



写真 2-6 普通自転車通行可の歩道等における歩行者と自転車の通行状況



写真 2-7 普通自転車歩道通行可の標識

※13 自転車が通行できる歩道等:歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等が設置され自転車が歩道を通行できる区間。

※14 歩道等延長:歩道等設置区間について、歩道等部分の延長を左右合計した延べ延長。

※15 普通自転車:車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する2輪又は3輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの。

※16 普通自転車通行指定部分:歩道において自転車が通行すべき範囲を道路標示で示した部分。

③ 一般県道自転車道線

本県では、自転車道の整備等に関する法律(昭和 45 年法律第 16 号)に基づき、自転車の利用増大と心身の健全な発達に資することを目的として、一般県道北上花巻温泉自転車道線、一般県道盛岡矢巾自転車道線及び一般県道遠野東和自転車道線の3路線を整備してきました。

これらの自転車道線は、通勤や通学、サイクリングなどで利用されていますが、各路線で経年劣化による舗装のひび割れが生じるなど、道路の老朽化が進行しており、舗装補修等の適切な維持管理が必要です。

また、自転車道線の沿線には、展勝地(北上市)や御所湖(盛岡市、雫石町)、伝承園(遠野市)などが位置しており、これらの地域の魅力である観光スポットを楽しむことができるサイクリングルートとして、一層の利用促進が必要です。

表 2-14 県管理自転車道線の状況

路線名	延長(km)	市町村
一般県道北上花巻温泉自転車道線	26.2	花巻市、北上市
一般県道盛岡矢巾自転車道線	29.9	盛岡市、雫石町、滝沢市、矢巾町
一般県道遠野東和自転車道線	26.4	花巻市、遠野市
合計	82.4	

※ 合計は四捨五入の関係で一致しない。

(岩手の道路現況(令和5年4月1日現在)から作成)

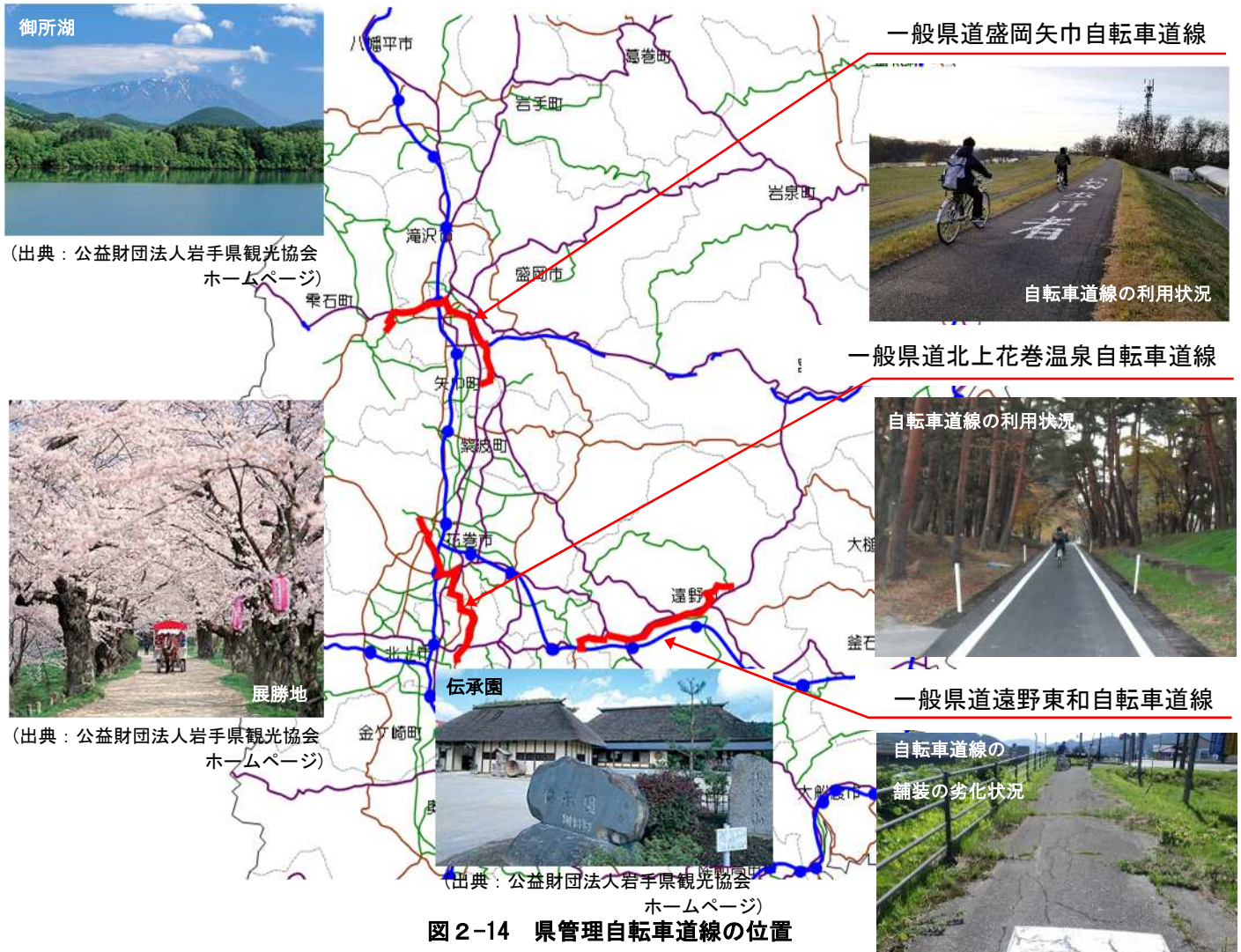


図 2-14 県管理自転車道線の位置

(6) 市町村自転車計画等の策定状況

① 市町村自転車計画

法第 11 条の規定では、市町村は国及び都道府県自転車活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた市町村自転車計画を定めるよう努めることとされています。

本県では、内陸部の市町村に昼間 12 時間当たり自転車交通量が 500 台以上の自転車交通量が多い県管理道路が集中しているほか、沿岸部では一部の市町村の市街地において自転車交通量が 100 台/12h 以上の比較的自転車交通量が多い県管理道路があります。しかし、令和 7 年(2025 年) 9 月末時点で市町村自転車計画を策定している市町村は盛岡市、北上市、陸前高田市の 3 市であり、各市町村の実情に応じた自転車の活用を促進するため、市町村自転車計画の策定に向けた支援が必要です。

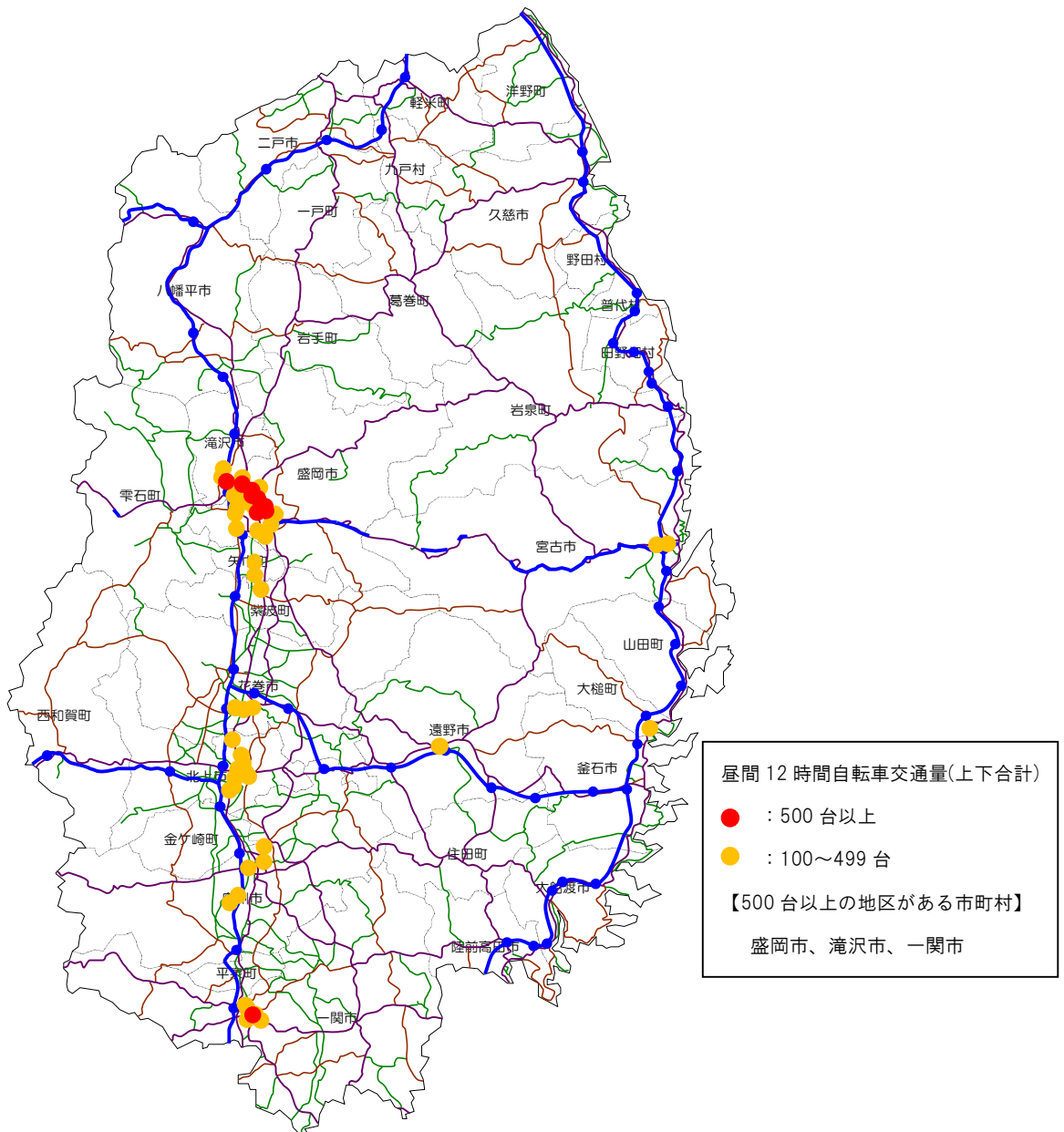


図 2-15 県管理道路の自転車交通量が多い箇所^{※17}

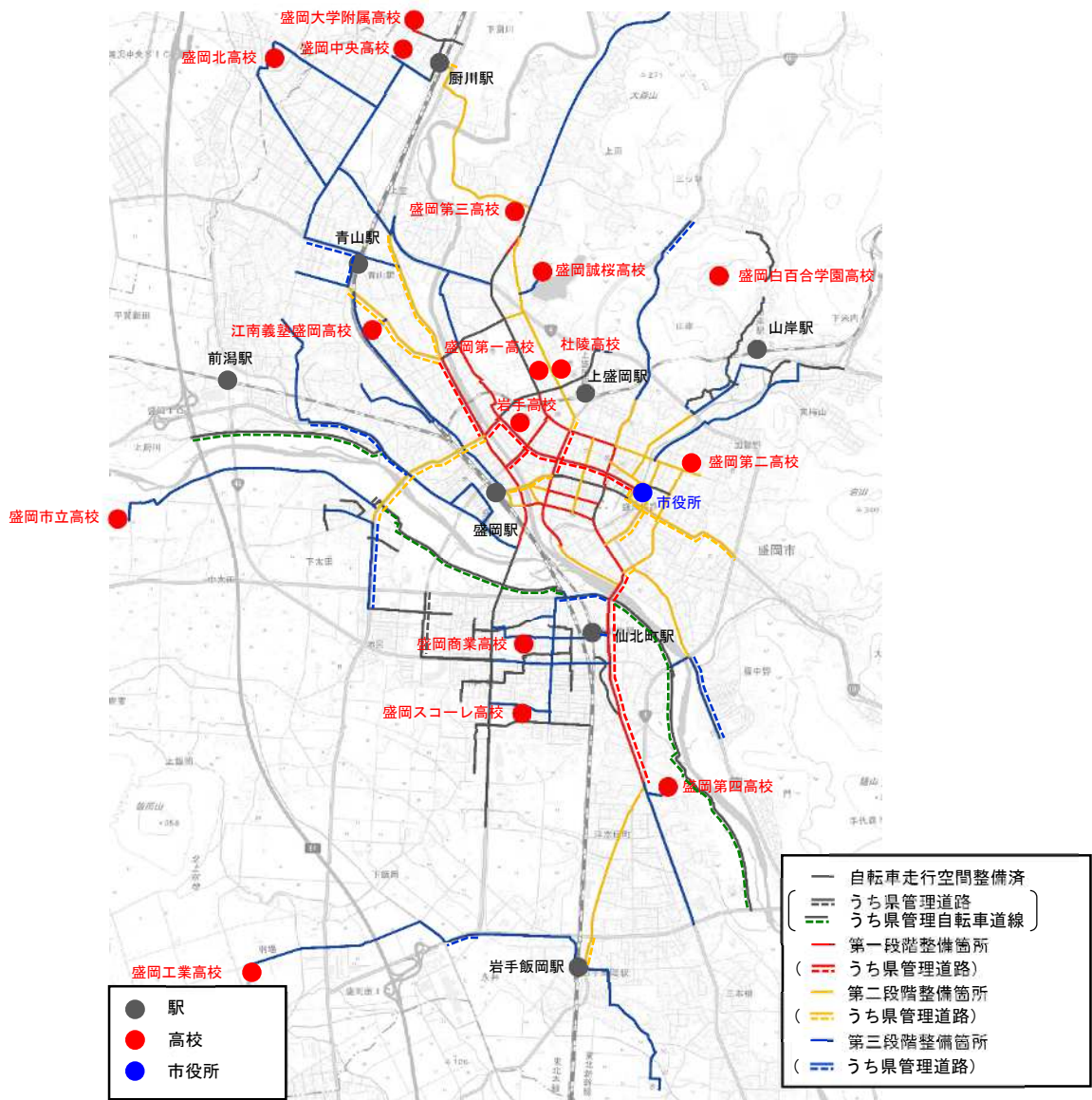
※17 県管理道路の自転車交通量が多い箇所：昼間 12 時間自転車交通量 100 台以上の交通量観測地点。

② 自転車ネットワーク計画

安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備するためには、市町村が地域の実情に応じた自転車ネットワーク計画※18を策定することが望まれます。

盛岡市では、「盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例(平成19年12月25日条例第73号)(以下「盛岡市自転車条例」という。)」に基づき安全で快適な自転車通行空間の整備を推進するため、平成28年(2016年)3月に盛岡市、令和3年(2021年)3月に北上市で自転車ネットワーク計画が策定され、自転車通行空間の整備が計画的に進められています。

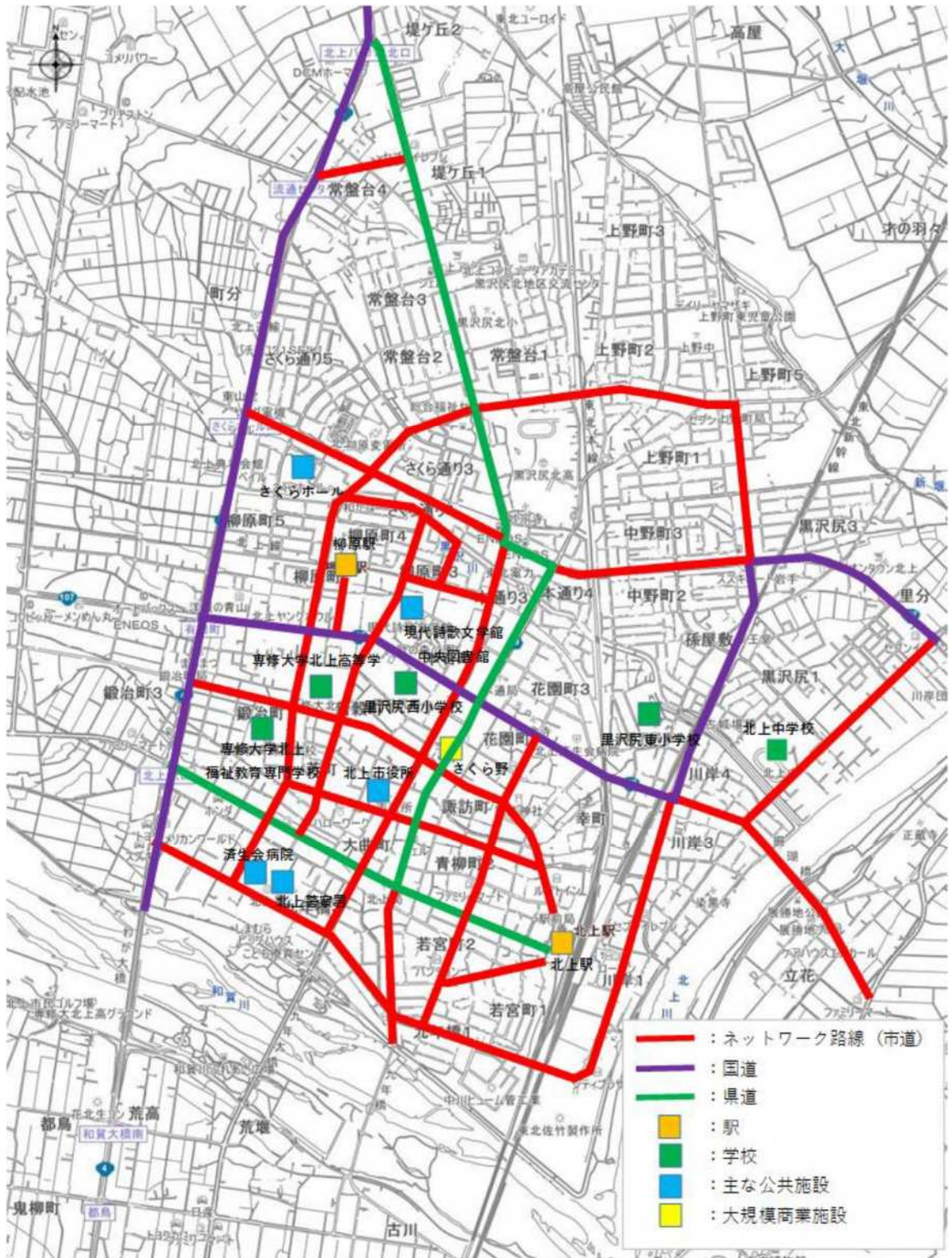
本県では、自転車ネットワーク計画が定められている市町村は令和7年(2025年)9月末時点で盛岡市、北上市の2市であり、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備するため市町村の実情に応じた自転車ネットワーク計画を策定した市町村を増やしていくことが必要です。



(盛岡市自転車ネットワーク計画(盛岡市)から作成)

図2-16 盛岡市自転車ネットワーク計画

※18 自転車ネットワーク計画：安全で快適な自転車通行空間の効果的、効率的な整備を目的に、面的なネットワークを構成する路線を選定した整備計画。



(北上市自転車活用推進計画(北上市)から作成)

図 2-17 北上市自転車ネットワーク計画

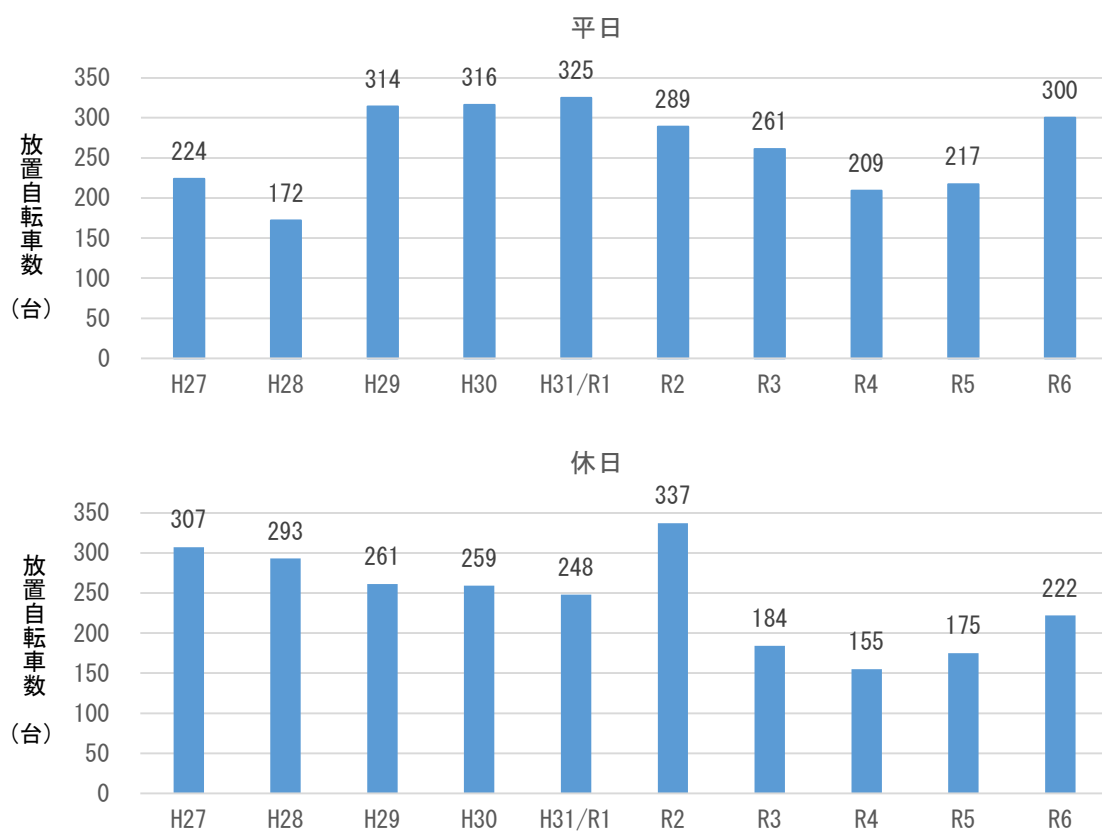
(7) 市街地における自転車通行の阻害状況

本県では、市街地において、沿道の店舗や事務所等の荷さばき車両の駐停車や路上に放置されている自転車により、自転車の通行が阻害されていることがあります。

盛岡市では、盛岡市自転車条例により、盛岡駅周辺を自転車等放置禁止区域^{※19}及び自転車等放置規制区域^{※20}に指定しており、路上への駐輪は禁止されています。

自転車交通量が多い盛岡市大通地区では、路上への放置自転車が年間 150 台以上発生しており、車両や歩行者の通行の支障となっています。

こうした荷さばき車両の停車や放置自転車による自転車通行の阻害を防止するため、令和 7 年 8 月末に、年々利用者が減少していたパーキング・チケット駐車帯を荷さばき駐車場や駐輪場に転換しました。今後、地域全体の駐停車場・駐輪場整備計画が必要です。



(主要地区自転車等台数実態調査(盛岡市)^{※21}から作成)

図 2-18 盛岡市大通地区の放置自転車の状況

※19 自転車等放置禁止区域：自転車等駐車場が整備されている地域内の公共の場所で自転車等の放置により良好な生活環境が著しく阻害されると認められ市長が指定した区域。

※20 自転車等放置規制区域：放置禁止区域の周辺の地域内の公共の場所で当該放置禁止区域の指定により自転車等の放置が増大し、良好な生活環境が阻害されると認められ市長が指定した区域。

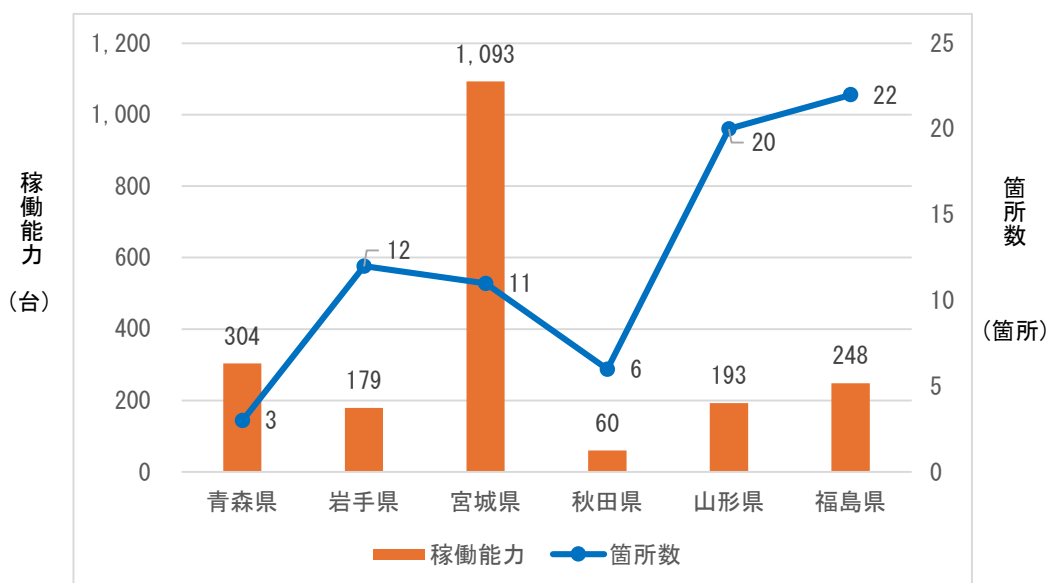
※21 主要地区自転車等台数実態調査：放置自転車等放置防止対策の基礎資料とするための盛岡市で実施している調査。平日・休日の 1 日で時間帯を定め、放置自転車台数を調査している。

(8) シェアサイクル等の導入状況

自転車は、バス等の公共交通とともに、都市部や観光地における二次交通としての役割を有しており、自転車の公共的な交通としてはシェアサイクル^{※22}やレンタサイクル^{※23}があります。

本県では、県内各地でレンタサイクルが導入されており、駅周辺におけるレンタサイクルの箇所数は令和5年(2023年)8月末時点で12箇所です。東北地方では山形県及び福島県に次いで第3位となっていますが、稼働能力は令和5年(2023年)8月末時点179台であり、東北地方では第5位となっています。

日常生活や観光地における利便性向上のため、シェアサイクルやレンタサイクルの普及拡大に向けた検討が必要です。



(駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果(令和6年3月)(国土交通省)から作成)

図2-19 駅周辺におけるレンタサイクルの東北6県の設置状況

表2-15 東北地方におけるシェアサイクルの導入状況

都道府県	導入市町村数
青森県	4
岩手県	2
宮城県	4
秋田県	0
山形県	3
福島県	5

(国土交通省都市局街路交通施設課(令和5年3月末時点)アンケート調査から作成)

※22 シェアサイクル: 相互利用可能な複数のサイクルポートが設置され、貸出場所と返却場所は異なるポートでもよい面的な都市交通に供されるシステム。片道利用や、周遊先ポートでの乗り捨てが可能。

※23 レンタサイクル: 鉄道駅等に近接して設置された一つのサイクルポートを中心に、往復利用の端末交通に供されるシステム。

【参考】盛岡市内で利用できるシェアサイクル

盛岡市内では「HELLO CYCLING」のシェアサイクル(電動アシスト自転車)を利用することができます。

「HELLO CYCLING」のシェアサイクル(電動アシスト自転車)は 24 時間利用可能であり「HELLO CYCLING」のロゴが掲示された指定のサイクルポートであればどこでも返却することが可能です。

サイクルポートは、令和7年9月末時点で盛岡市内に4か所設置されており、ウェブサイトから近くのサイクルポートを探して予約ができます。また、クレジットカード等のICカードを登録すると、次回から予約なしで利用することも可能です。

○利用料金

200円 / 15分 ・ 4,000円 / 12時間



(国土地理院地図を使用)

(9) 県内の自転車競技施設等の状況

本県には、複数の自転車競技施設が整備されており、このうち、紫波町の紫波自転車競技場では、岩手県高等学校総合体育大会や岩手県民体育大会自転車競技会等が開催されているほか、年 10 回ほどの無料開放に合わせて初心者自転車教室を無料で開催するなど、県民が自転車に親しむ取組が行われています。

また、令和 2 年(2020 年) 5 月には、大船渡市で廃校となった旧甫嶺小学校等を活用して整備された東北初の本格的な BMX^{※24} レースコースを有する三陸 BMX スタジアムがオープンし、同年 10 月には、体育館内にジャンプなどを行うための各種セクションを設けた室内パークも整備され、自転車を活用した地域活性化が期待されています。

これらのサイクルスポーツの普及拡大を図るため、サイクルスポーツの魅力や自転車競技施設の利用促進に向けた広報啓発等が必要です。

○ 紫波自転車競技場

所在地	紫波郡紫波町北日詰地内
整備年	昭和 45 年(1970 年) (平成 25 年(2017 年)改修)
施設概要	1 周 333.333m のバンク(トラック)が整備されている岩手県で唯一の自転車競技場(公営) 【参考】無料開放事業実績 令和 7 年度 全 10 回
管理者	一般財団法人紫波町スポーツ協会



(出典：一般財団法人紫波町体育協会ホームページ)

写真 2-8 紫波自転車競技場

○ 三陸 BMX スタジアム

所在地	大船渡市三陸町越喜来地内
整備年	令和 2 年(2020 年)
施設概要	廃校となっていた小学校の校庭と隣接する土地を活用して整備された本格的な BMX レースコース 体育館を活用した室内パークも整備されており、BMX やスケートボードでの利用が可能 校舎を活用した、ドミトリーも整備されており、宿泊が可能(民営)
管理者	合同会社 T X F 株式会社三陸アクティブ



(提供：合同会社 T X F)

写真 2-9 三陸 BMX スタジアム

※24 BMX : Bicycle Motocross(バイシクルモトクロス)の略で自転車競技の 1 種。

(10) 自転車の保有状況及び使用状況

本県の令和3年度(2021年度)の自転車世帯保有率は56.2%で全国26位となっており、一世帯当たり自転車平均保有台数は0.99台と全国で24位となっています。

また、各世帯が保有している自転車の1か月当たりの平均使用頻度は8.3日で全国29位となっています。

本県では、自転車を保有している世帯が全国平均より少なく、使用頻度も低い状況となっていることから、日常生活における自転車の利用促進が必要です。

表2-16 都道府県別自転車世帯保有率

順位	都道府県	世帯保有率 (%)
1	大阪府	74.9
2	高知県	73.9
3	埼玉県	70.0
4	香川県	69.2
5	京都府	68.1
～		
26	岩手県	56.2
～		
43	三重県	48.0
44	大分県	46.7
45	鹿児島県	44.8
46	沖縄県	33.5
47	長崎県	29.3
東北平均		53.4
全国平均		59.6

表2-17 都道府県別1世帯当たり自転車平均保有台数

順位	都道府県	1世帯当たりの自転車平均保有台数 (台)	1世帯当たり人員 ^{※25} (人)
1	大阪府	1.37	2.01
2	高知県	1.30	2.00
3	埼玉県	1.27	2.18
4	滋賀県	1.21	2.38
5	和歌山県	1.20	2.14
～			
24	岩手県	0.99	2.30
～			
43	青森県	0.80	2.12
44	鹿児島県	0.71	2.00
45	大分県	0.66	2.11
46	沖縄県	0.46	2.20
47	長崎県	0.38	2.11
東北平均		0.88	2.29
全国平均		1.03	2.13

(表2-16～表2-17：2021年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書

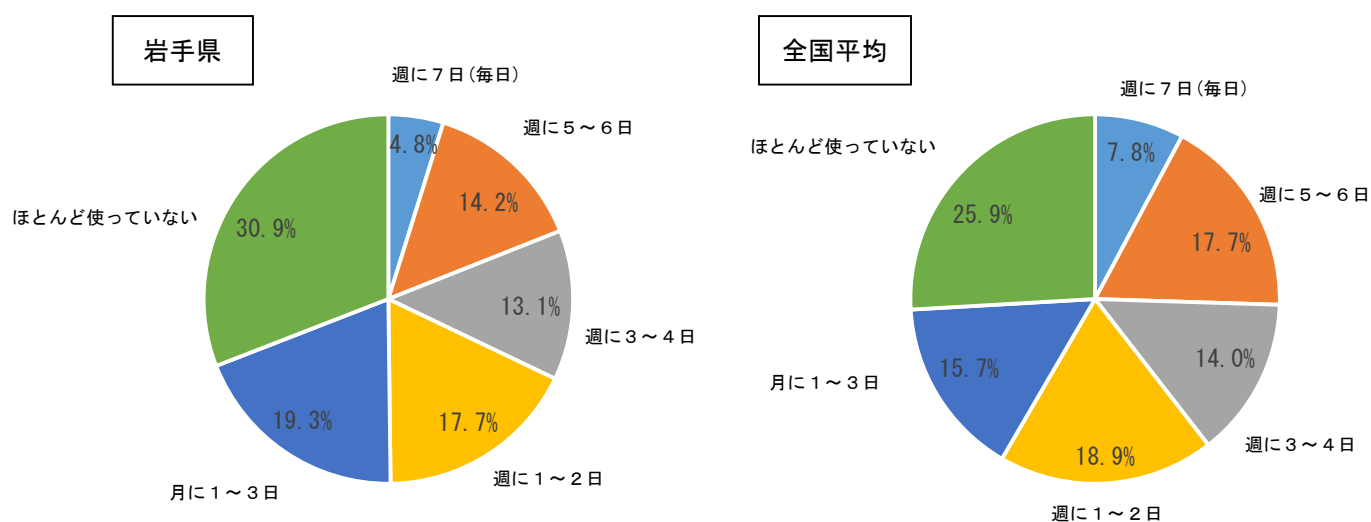
(一般社団法人 自転車産業振興協会)から作成)

※25 1世帯当たり人員：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和3年1月1日現在)(総務省)の人口及び世帯数から算出。

表 2-18 都道府県別 1 か月当たりの自転車平均使用頻度

順位	都道府県	1 か月の 平均使用頻度
1	大阪府	12.8 日
2	和歌山県	12.0 日
2	東京都	12.0 日
4	京都府	11.3 日
5	香川県	11.2 日
5	兵庫県	11.2 日
~		
29	岩手県	8.3 日
~		
43	長野県	7.4 日
44	鹿児島県	6.9 日
45	岐阜県	6.8 日
46	長崎県	6.2 日
47	山梨県	4.6 日
東北平均		8.2 日
全国平均		10.2 日

(2021 年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書
(一般社団法人 自転車産業振興協会)から作成)



(2021 年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書(一般社団法人 自転車産業振興協会)から作成)

図 2-20 自転車の使用頻度

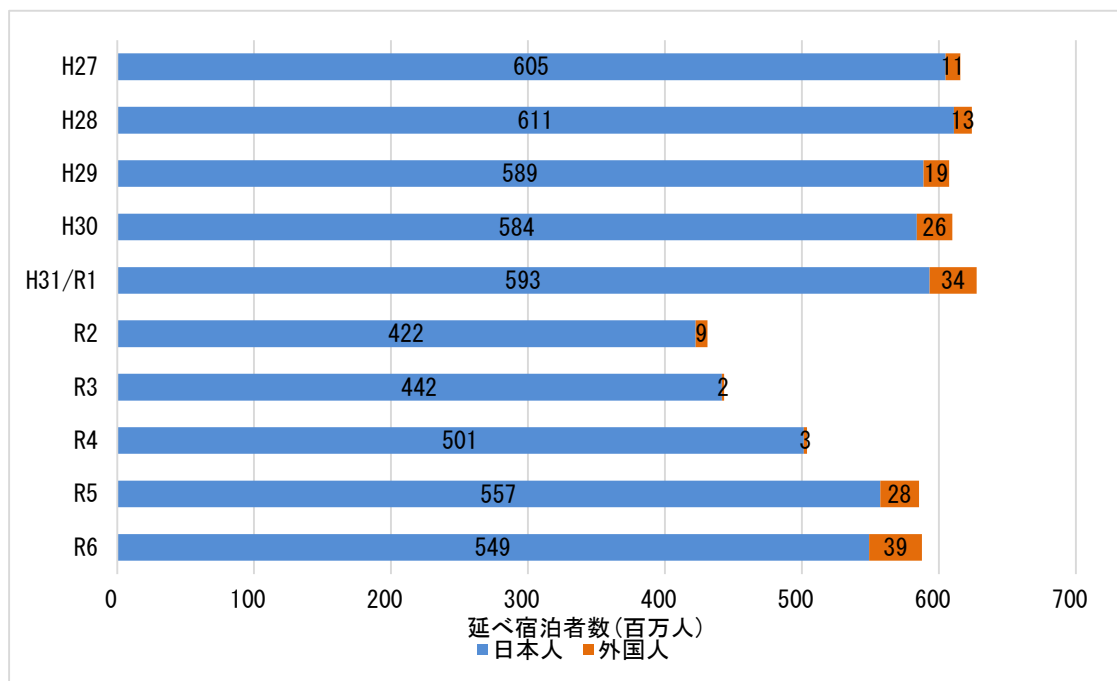
(11) 観光の状況

本県の令和6年(2024年)の宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度(2020年度)と比較すると、36.3%増加しており、外国人宿泊者数も令和6年(2024年)に過去最高を記録するなど順調に増加しています。

令和5年(2023年)における本県観光に関する調査では、期待したことに対する満足度が高い項目が「自然景観をみる」「美味しいものを食べる」「買い物をする」などとなっており、これらの体験型コンテンツの一層の充実を図るとともに、観光客の多様なニーズに応じた広域周遊や滞在型、高付加価値型等の旅行商品を開発し売り込んでいくことなどにより誘客拡大を図る必要があります。

また、今後、人口減少・少子高齢化等による国内観光客数の減少が懸念される中、経済効果の高いインバウンド^{※26}誘客を一層推進する必要があります。訪日外国人旅行者の消費動向とニーズ調査では、訪日外国人が地方で行った活動(観光・娯楽)は、徒歩や自転車による地域探索の割合が高く、サイクルツーリズムは体験型コンテンツを充実させることでインバウンド誘客を促進できる可能性があります。

本県では、八幡平市や葛巻町等でサイクルツーリズムに取り組んでいますが、サイクルツーリズムを推進するためには快適にサイクリングを楽しめる自転車通行空間などの環境整備が必要です。



(宿泊旅行統計調査(国土交通省観光庁)から作成)

図2-21 岩手県の延べ宿泊者数

※26 インバウンド：外国人が訪れてくる旅行。

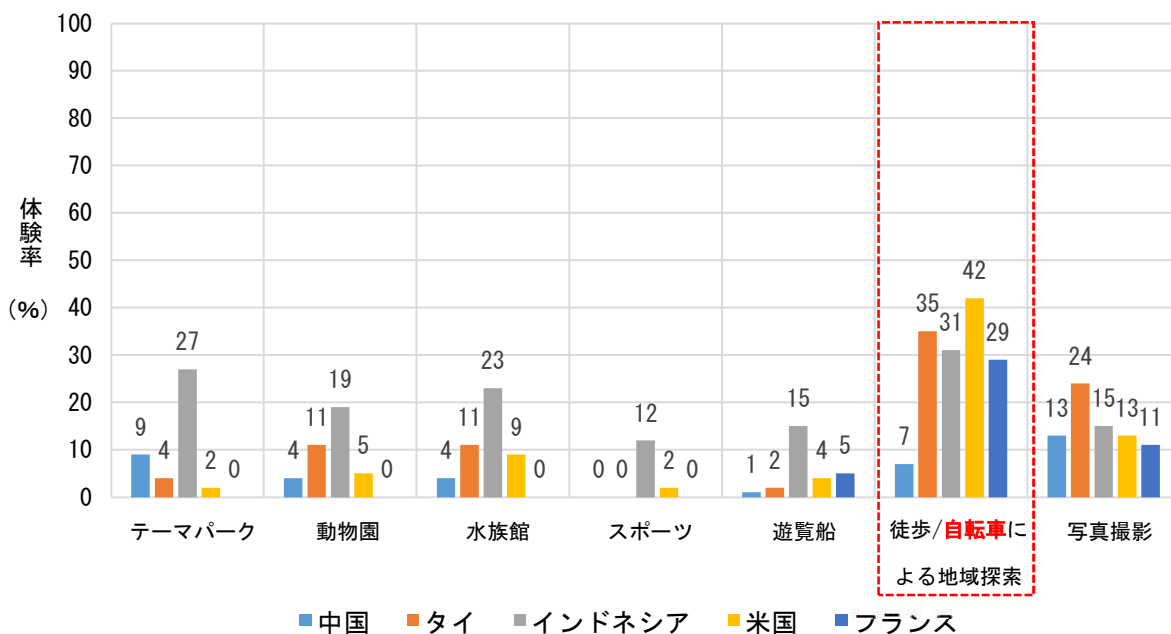
表 2-19 岩手県の観光で一番期待したこと

順位	項目	割合 (%)
1	自然景観をみること	19.7
2	美味しいものを食べる	19.2
3	買い物をする	13.1
4	名所・旧跡を訪れる	9.8
5	温泉に入る	7.4

表 2-20 岩手県の観光で期待したことに対する満足度

順位	項目	割合 (%)
1	自然景観をみる	96.2
2	美味しいものを食べる	94.7
3	買い物をする	92.8
4	名所・旧跡を訪れる	90.3
5	まち歩き・散策を楽しむ	87.4

(表 2-19～表 2-20: 令和 5 年版岩手県観光統計概要から作成)



(訪日外国人旅行者の消費動向とニーズ調査報告(日本政府観光局)から作成)

図 2-22 訪日外国人が地方で行った活動(観光・娯楽)

【参考】岩手県内におけるサイクルツーリズムの推進に向けた取組

○くずまきサイクルツーリズムフォーラム

葛巻町では、令和2年10月11日に「くずまきサイクルツーリズムフォーラム」を開催するなど、サイクルツーリズムの推進に向けた取組が行われています。

フォーラムでは「くずまき型サイクルツーリズム」を構築する取組の紹介やサイクルツーリズムの実践者によるパネルディスカッションが行われるなど、サイクルツーリズムの機運を高める取組が行われています。



2020.10.11 11:00-11:30 先着60名様

(提供：くずまき型 DMO 観光 PR 検討部会)

○サイクルツーリズム講演会

岩手県では、令和5年3月9日に「サイクルツーリズム講演会」を開催するなど、サイクルツーリズム推進に向けた取組を実施しています。

講演会ではサイクルツーリズムの事例発表や県央圏域広域サイクルルート造成事業についての成果発表が行われ、様々な角度から自転車の利活用について考える取組を実施しています。



(出典：岩手県ホームページ)

(12) 自転車関連の大会等の開催状況

本県では、「ツール・ド・三陸」や「八幡平ヒルクライム」、「栗駒焼石ほっとライド」等の地域の特色を生かした様々な自転車関連の大会等が各地で開催されています。

しかし、コロナ禍の際に大会数が減少し、自転車関連の大会等の参加者数は減少傾向となっているほか、「きたかみ夏油高原ヒルクライム」等の大規模な大会が担い手不足で廃止となっています。自転車を通じた交流人口や自転車競技人口の拡大等を図るため、関係機関と連携して、県内各地で開催されている自転車関連の大会等の開催を促進する必要があります。

表 2-21 県内で開催された主な自転車関連の大会等(2024年～2025年)

大会名	日程	参加人数	場所
第 25 回紫波サイクルチャレンジ大会	2024 年 4 月 27 日(土)	27 人	紫波町
岩手日報杯 第 76 回岩手県自転車ロードレース大会	2024 年 5 月 5 日(日)	88 人	紫波町
岩手県高等学校総合体育大会 自転車競技ロードレース	2024 年 5 月 25 日(土)	22 人	紫波町
サイクルイベント	2024 年 6 月～10 月	35 人	葛巻町
はなまきアドベンチャーレース	2024 年 6 月 1 日(土)	20 人	花巻市
ポタリングイベント(県道路環境課主催)	2024 年 6 月 15 日(土)	20 人	陸前高田市
第 76 回岩手県民スポーツ大会(自転車競技)	2024 年 6 月 29 日(土)	29 人	紫波町
IBC 岩手放送・紫波町長杯 第 59 回岩手県自転車ロードレース選手権大会	2024 年 6 月 30 日(日)	24 人	紫波町
ママチャリグランプリ	2024 年 7 月 6 日(土)	39 人	紫波町
きたかみ夏油高原ヒルクライム 2024	2024 年 7 月 7 日(日)	370 人	北上市
ツール・ド・三陸 2024 ～サイクリングチャレンジ～	2024 年 8 月 31 日(土)・9 月 1 日(日)	133 人	陸前高田市
八幡平ヒルクライム 2024	2024 年 9 月 1 日(日)	376 人	八幡平市
令和 6 年度岩手県自転車競技選手権大会(トラック競技)	2024 年 9 月 8 日(日)	29 人	紫波町
栗駒焼石ほっとライド(第 4 回)	2024 年 9 月 8 日(日)	183 人	奥州市
JBMXF 大東建託シリーズ 岩手大会	2024 年 9 月 21 日(土)・9 月 22 日(日)	156 人	大船渡市
きたかみ新城ロードファンライド	2024 年 10 月 26 日(土)	15 人	北上市
第 46 回岩手県高等学校新人自転車競技大会	2024 年 11 月 3 日(日)	16 人	紫波町
室根ヒルクライム	2025 年 4 月 20 日(日)	52 人	一関市
岩手県高等学校総合体育大会 自転車競技ロードレース	2025 年 5 月 25 日(日)	35 人	紫波町
第 47 回岩手県高等学校新人自転車競技大会	2025 年 10 月 19 日(日)	19 人	紫波町
岩手県サイクリング協会 月例サイクリング	計 4 回	38 人	県内

(岩手県県土整備部調査)

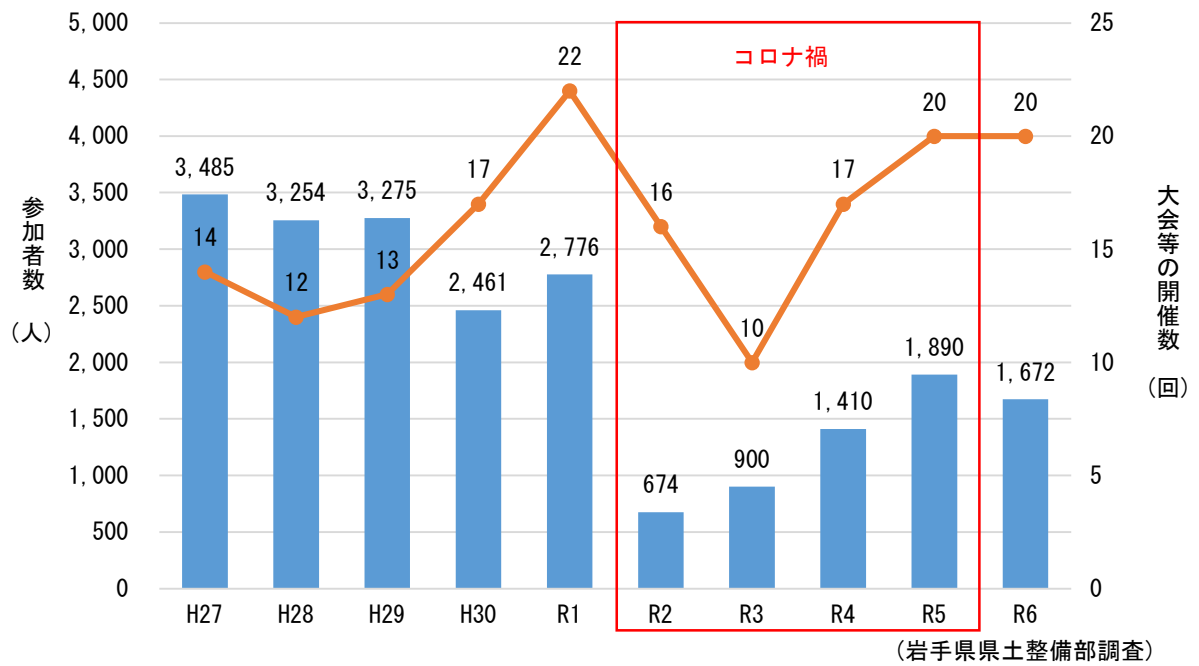


図 2-23 自転車関連の大会等の推移 ※27



写真 2-10 八幡平ヒルクライム



写真 2-11 栗駒焼石ほっとライド



(提供：合同会社 T X F)

写真 2-12 東北エクストリームフェス



(提供：岩泉町地域おこし協力隊)

写真 2-13 岩泉グラベルチャレンジ

※27 自転車関連の大会等の推移：平成 28 年度は「希望郷いわて国体」の参加者数を除く。

(13) 県内のサイクリングルート

本県では、自転車を活用した観光振興等を促進するため、令和6年3月に県内33市町村を通過する総延長約1,340kmの「岩手県広域サイクリングルート」を設定し、地域特性を生かしたルートの整備を進めています。

設定した4つの基幹ルートは、市町村を跨ぐような骨格となるサイクリングルートです。また、サイクリングで県内の魅力を堪能できるよう、特色が異なる地域別にテーマ・ストーリーが設定されています。

また、ルートマップを作成し、県内の道の駅やいわてサイクルステーション登録施設で紙配布をしたほか、webマップを公開し、情報発信を行っています。

今後、総延長が長い広域サイクリングルートにおいて、安全で快適に迷わず走行できる環境を備えるため、未整備区間における路面標示や案内看板の設置が必要です。

その他、市町村や観光団体等が独自に設定した地域ルートと接続したサイクリングルートの構築をしていくこととしています。

表2-22 岩手県広域サイクリングルートの設定方針

番号	項目	内容	備考
①	ルートの数	○岩手県自転車活用推進計画に基づき4ルートとする。	
②	ルートの通過地域	○各ルートが複数市町村に跨ること。 ○4ルートで県内全ての市町村を通過すること。	
③	ルートの選定	○県管理自転車道線等の既存の道路を活用するルートであること。 ○矢羽根等の自転車通行空間が確保可能な道路であること(拡幅等の新たな道路整備が伴わない)。	
④	ルートの延長	○各ルートの延長が概ね100km以上であること。	※1
⑤	ルートの魅力	○以下のいずれかを満たすルートであること。 ・地域を代表する観光地(歴史・文化・景勝地等)を有機的に連携していること。 ・国際的に著名な観光地を有機的に連携していること。 ・魅力的な景観の地域を通過していること。 ・複数の地形条件を通過して地形の変化を楽しむことができるルートとなっていること。	※1
⑥	ルートの安全性	○自動車交通量が概ね10,000台/以上の幹線道路において車道混在となる区間を避けたルートであること。 ※ただし、郊外部において、「走行環境の安全性」に規定する整備がされている場合を除く。また、都市部においては、ルートに並行して代替ルートが無い場合は車道混在でもやむを得ないものとするが、市町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けられていること。また、現地及びルートマップ等で注意喚起すること。	※1
		○狭小幅員のトンネルを含まないルートとすること。 ※近くに代替ルートが無い場合は狭小トンネルを利用したルートでもやむを得ないものとする。ただし、現地及びルートマップ等で注意喚起されているとともに、自転車を押して通行できること。	※1
⑦	ルートの連続性	○自転車で通行できない区間がないこと。 ※近くに代替ルートが無い場合はやむを得ないものとする。ただし、現地及びルートマップ等で注意喚起されているとともに、自転車を押して通行できること。	※1
⑧	ルートの休憩施設等	○いわてサイクルステーションなどの休憩施設や宿泊施設が一定間隔に存在すること。 ・休憩施設：概ね20kmごと ・宿泊施設：概ね60kmごと	※2

※1 ナショナルサイクルルートの指定要件(ルート設定)

※2 ナショナルサイクルルートの指定要件(受入環境)

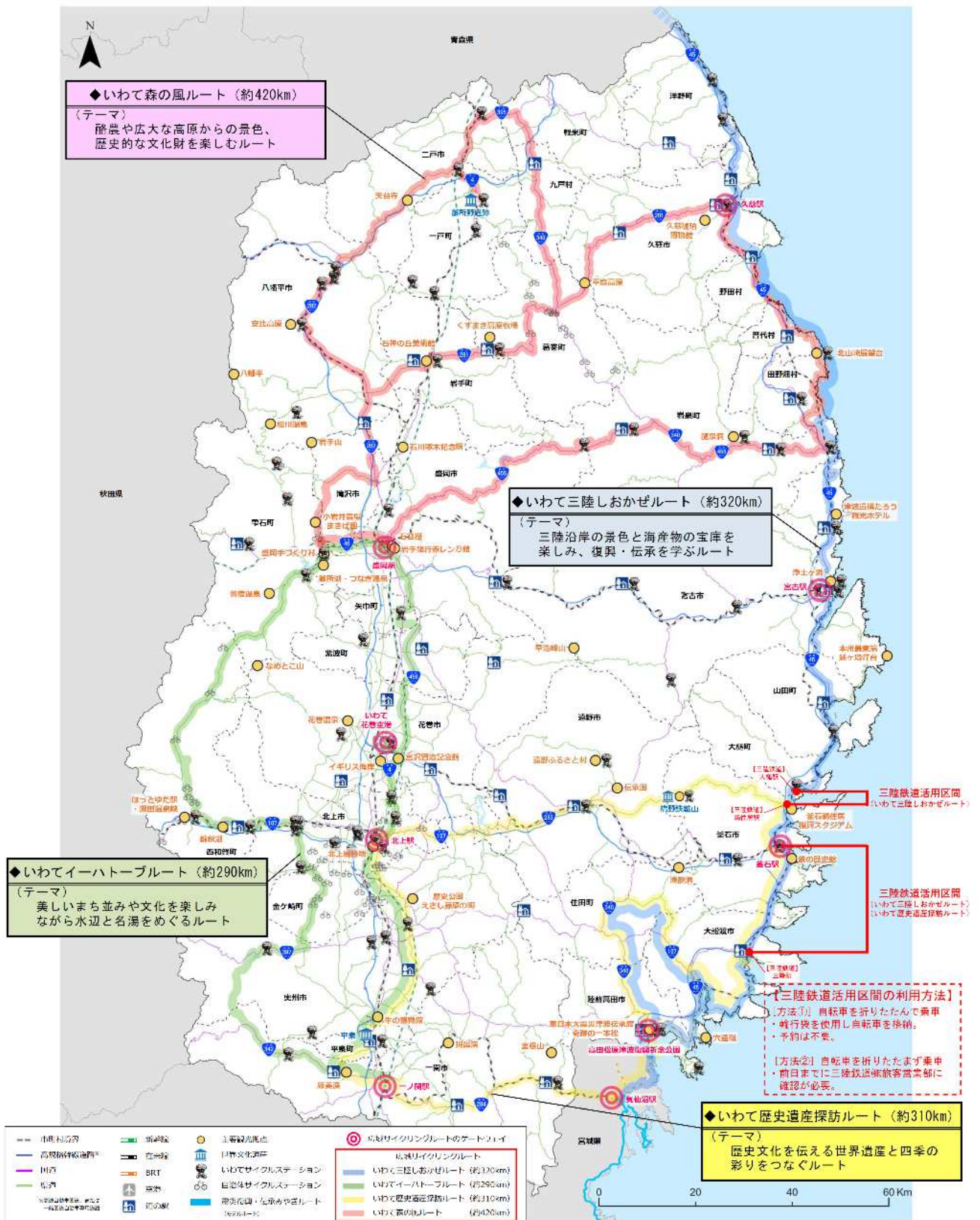


図2-24 岩手県広域サイクリングルート

	基幹ルート (広域サイクリングルート)	地域ルート
ルートの 特徴	市町村を跨ぐような骨格となるサイクリングルート	(基幹ルート周辺の)地域の短距離の サイクリングルート
コンセプト	空港や駅、都市部と目的地を結び、安全・安心に移動 できる(案内や休憩施設が整っている)	基幹ルートから離れている地域の観光地や景勝地等、 隠れた地域資源を楽しむ
コース レベル	主に、中級者～上級者向け	主に、初級者～中級者向け
想定する ターゲット	休憩・宿泊施設を活用しながら、複数日に渡り長距離を 走行する本格的なサイクリスト	地域の特色や観光を楽しみ、健康増進等を目的とした サイクリスト
設定主体	県	市町村等

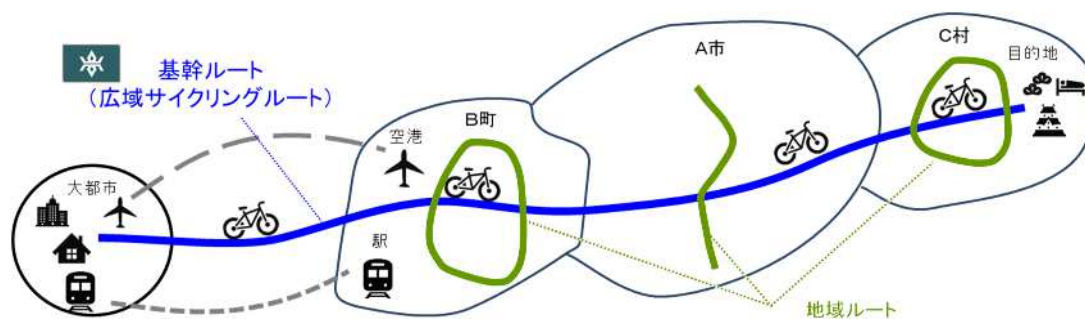


図 2-25 基幹ルートと地域ルートのイメージ

【いわて三陸しおかぜルート】 テーマ・ストーリー

岩手県

テーマ

三陸沿岸の景色と海産物の宝庫を楽しみ、復興・伝承を学ぶルート

ストーリー

三陸復興国立公園を代表する景勝地の「浄土ヶ浜」「北山崎」をはじめ、リアス海岸で育まれた豊かな「海産物」や「琥珀と恐竜の太古ロマン」を堪能できます。また、東日本大震災の被災経験を伝承する「津波遺構たろう観光ホテル」「釜石鷗住居復興スタジアム」「奇跡の一本松」などがあり、復興の今を感じ、学ぶことができるルートです。

●浄土ヶ浜(宮古市)



出典:岩手県観光協会

●三陸の海産物(ウニ)



出典:岩手県観光協会

●久慈琥珀(久慈市)



出典:岩手県観光協会

●津波遺構たろう観光ホテル(宮古市)



出典:岩手県観光協会

●釜石鷗住居復興スタジアム(釜石市)



出典:岩手県道徳環境課

●奇跡の一本松(陸前高田市)



出典:岩手県観光協会

図 2-26 【いわて三陸しおかぜルート】 テーマ・ストーリー

【いわてイーハトーブルート】 テーマ・ストーリー

岩手県

テーマ

美しいまち並みや文化を楽しみながら、水辺と名湯をめぐるルート

ストーリー

歴史情緒あるまち並みの「盛岡市」や、詩人・童話作家として有名な宮沢賢治の故郷「花巻市」を巡ることができます。奥羽山脈の雄峰を湖面に映し出す「御所湖」「錦秋湖」や、約2kmに渡る渓谷「巖美溪」を散策し、走ったあとは、「つなぎ温泉」「花巻温泉郷」「湯田温泉峡」などの個性豊かな温泉郷と岩手県を代表するグルメ「前沢牛」「盛岡三大麺」で心も身体も満たされるルートです。

●岩手銀行赤レンガ館(盛岡市)



出典:岩手県観光協会

●宮沢賢治記念館(花巻市)



出典:岩手県観光協会

●巖美溪(一関市)



出典:岩手県観光協会

●花巻温泉郷(花巻市)



出典:岩手県観光協会

●前沢牛



出典:岩手県観光協会

●盛岡三大麺



出典:岩手県観光協会

図 2-27 【いわてイーハトーブルート】 テーマ・ストーリー

テーマ

歴史文化を伝える世界遺産と四季の彩りをつなぐルート

ストーリー

「平泉の文化遺産」や現存する日本最古の高炉跡「橋野鉄鉱山」など、世界が認めた遺産群を目にすることができます。また、奥州藤原氏の歴史を伝える「歴史公園えさし藤原の郷」や日本のふるさとの原風景が広がる「遠野ふるさと村」、ユネスコ無形文化遺産である「もち食文化」など、豊かな歴史と文化を体感できます。みちのく三大桜名所の一つ「北上展勝地」などの景勝地も点在し、四季の移ろいに魅せられるルートです。

●平泉の文化遺産 毛越寺(平泉町)



出典:岩手県観光協会

●橋野鉄鉱山(釜石市)



出典:岩手県観光協会

●歴史公園えさし藤原の郷(奥州市)



出典:岩手県観光協会

●遠野ふるさと村(遠野市)



出典:岩手県観光協会

●もち食文化



出典:岩手県観光協会

●北上展勝地さくらまつり(北上市)



出典:岩手県観光協会

図 2-28 【いわて歴史遺産探訪ルート】 テーマ・ストーリー

テーマ

酪農や広大な高原からの景色、歴史的な文化財を楽しむルート

ストーリー

日本最大級の民間総合農場である「小岩井農場まきば園」や日本三大鍾乳洞の1つである「龍泉洞」、広大な自然森林公園や高原が広がり、岩手の誇る大自然を存分に満喫できます。また、東北の仏教文化の中心として歴史を刻んだ「天台寺」、二戸地域で受け継がれる「漆文化」、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群(御所野遺跡)」などもあり、歴史的価値の高い地域の「宝」を堪能できるルートです。

●小岩井農場まきば園(滝沢市/平石町)



出典:岩手県道路環境課

●龍泉洞(岩泉町)



出典:岩手県観光協会

●平庭高原(久慈市/葛巻町)



出典:岩手県観光協会

●天台寺(二戸市)



出典:岩手県観光協会

●へっちょこだんごと雑穀おにぎり(二戸市)



出典:岩手県観光協会

●御所野遺跡(一戸町)



出典:岩手県観光協会

図 2-29 【いわて森の風ルート】 テーマ・ストーリー

表2-23 岩手県内の主なサイクリングマップ

サイクリングマップ名	主な掲載ホームページ
岩手県広域サイクリングルート	岩手県県土整備部道路環境課ホームページ
サイクリング&ウォーキングルート デジタルマップ [岩手県県南広域圏版]	岩手県県南広域振興局経営企画部ホームページ
きたかみサイクルステーションMAP	北上市ホームページ
遠野郷サイクリングMAP ちゃりなび	一般社団法人遠野市観光協会ホームページ
カシオペアエリアヒルクライムマップ	二戸市ホームページ 二戸市観光協会ホームページ
しずくいしサイクリングマップ	一般社団法人しずくいし観光協会ホームページ
岩手/葛巻町サイクリングマップ	葛巻町ホームページ
にしわがサイクリングマップ	西和賀町観光協会ホームページ
花巻まちめぐりサイクルマップ	岩手県県南広域振興局経営企画部ホームページ
金ヶ崎サイクリングマップ	金ヶ崎町ホームページ
八幡平サイクリングマップ	株式会社八幡平DMO

(岩手県県土整備部調査)



図2-30-1 市町村サイクリングマップの例
(西和賀町)

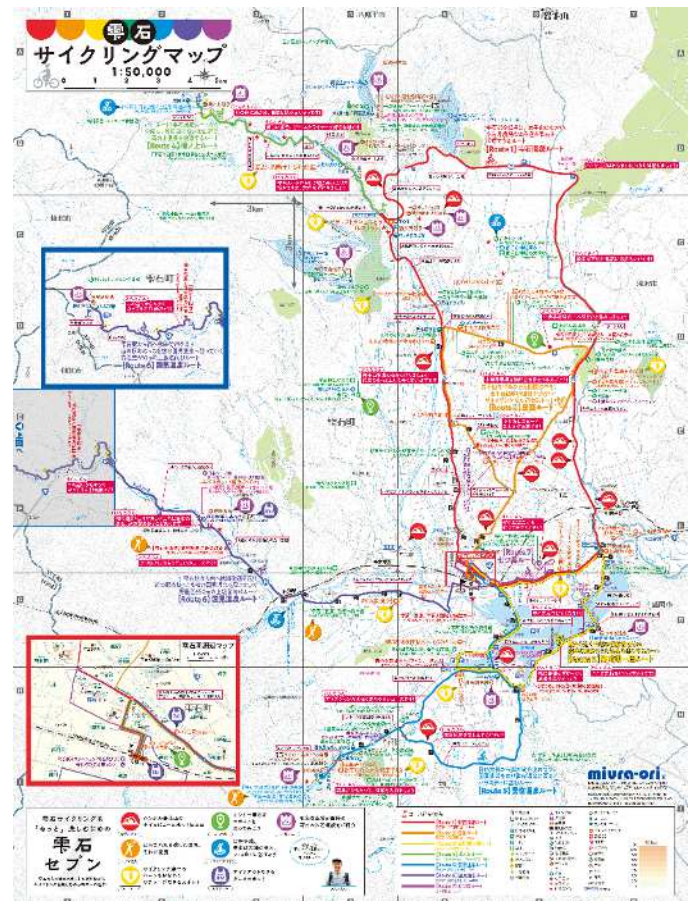


図2-30-2 市町村サイクリングマップの例
(栗石町)



図 2-31-1 サイクリングマップの例
(岩手県広域サイクリングルート)

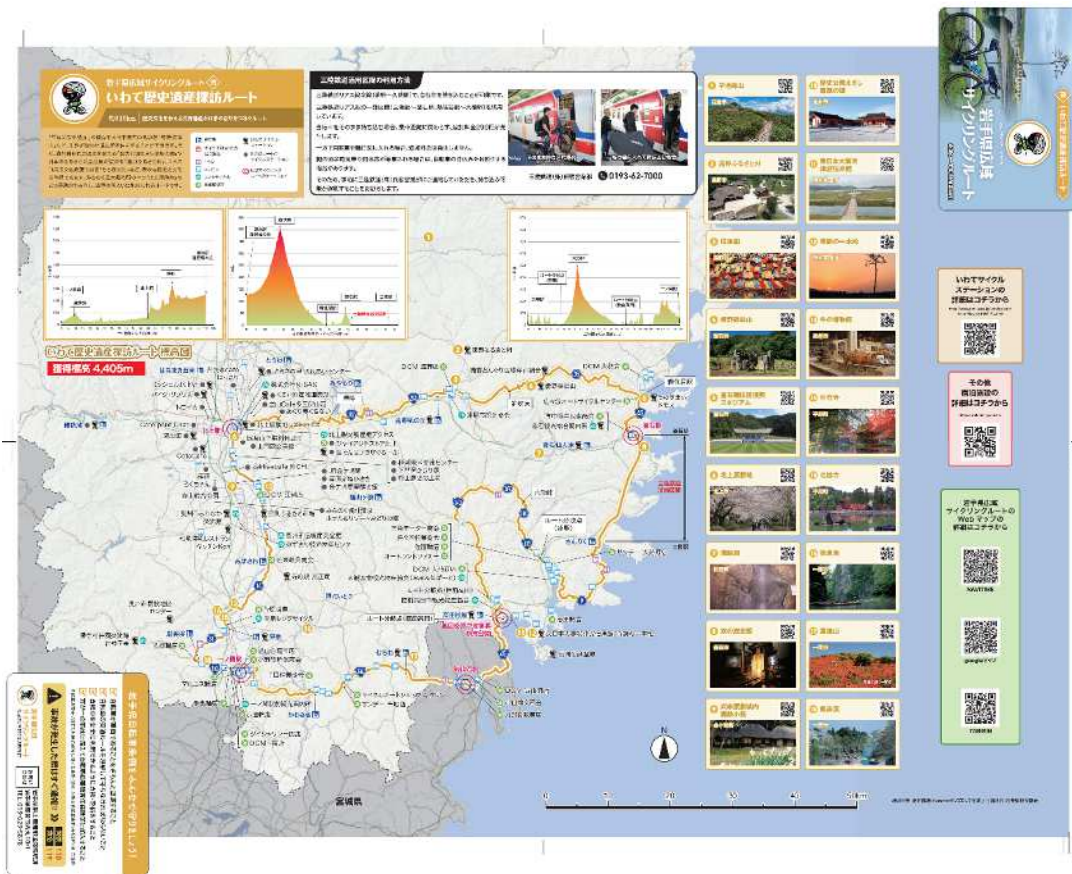


図 2-31-2 岩手県広域サイクリングルートマップの例
(いわて歴史遺産探訪ルート)

【参考】ナショナルサイクルルート制度

ナショナルサイクルルート制度は、優れた観光資源を走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信など様々な取組を連携させたサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ソフト・ハードの両面から一定の水準を満たすルートを国が指定します。そして、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして国内外にPRを行い、サイクルツーリズムを強かに推進していくものです。

○ナショナルサイクルルート一覧

No.	ルート名	所在地	指定時期	No.	ルート名	所在地	指定時期
1	つくば霞ヶ浦りんりんロード	茨城県	第1次	4	トカプチ400	北海道	第2次
2	ピワイチ	滋賀県	第1次	5	太平洋岸自転車道	千葉県～和歌山県	第2次
3	しまなみ海道サイクリングロード	広島県～愛媛県	第1次	6	富山湾岸サイクリングコース	富山県	第2次

※第1次指定：令和元年11月7日、第2次指定：令和3年5月31日

○ナショナルサイクルルートの指定要件

観点	指定要件
ルート設定	サイクルツーリズムの推進に資する魅力的で安全なルートであること
走行環境	誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること 誰もが迷わず安心して走行できる環境を備えていること
受入環境	多様な交通手段に対応したゲートウェイが整備されていること
	いつでも休憩できる環境を備えていること
	ルート沿いに自転車を運搬しながら移動可能な環境を備えていること
	サイクリストが安心して宿泊可能な環境を備えていること
	地域の魅力を満喫でき、地域振興にも寄与する環境を備えていること
情報発信	誰もがどこでも容易に情報が得られる環境を備えていること
	緊急時のサポートが得られる環境を備えていること
取組体制	官民連携によるサイクリング環境の水準維持等に必要な取組体制が確立されていること

ナショナルサイクルルート
位置図



(出典：自転車活用推進本部ホームページ)

(14) サイクルトレインの状況

自転車を折りたたんだり解体せずに、そのまま鉄道車両内に持ち込むことができるサービスであるサイクルトレインは、サイクルツーリズムの途中での鉄道利用や目的駅からの行動範囲が広がるなど、サイクリストにとって貴重な移動手段となっています。全国の実施状況は、令和5年(2023年)時点で32都府県、52事業者となっています。

本県では、三陸鉄道株式会社において通年で運行され、観光客を中心に延べ199名の利用がありました。令和6年3月からは三陸駅～釜石駅間、鵜住居駅～大槌駅間が「岩手県広域サイクリングルート」の一部に設定されています。東日本旅客鉄道株式会社では、令和7年(2025年)5月10日～10月27日にJR花輪線でサイクルトレインの実証実験を行いました。

自転車利用の利便性を高めるため、鉄道事業者と連携したサイクルトレイン導入の検討が必要です。

表2-24 サイクルトレインの事例

番号	都道府県	事業者・路線名	ポイント	地域性	日常利用	観光	実施形態	運行曜日※1	列車の限定
①	福岡県	西日本鉄道 天神大牟田線	<ul style="list-style-type: none"> 大都市中心部及び郊外を結び、多様な用途に活用されているサイクルトレイン スマートフォンアプリを活用した、利用予約、持込台数管理、運賃・料金決済を実現 	都市近郊	○	○	本格実施	土日祝日	あり
②	青森県	弘南鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 地元のニーズに寄り添い、低コストで実現したサイクルトレイン サイクリング目的の観光利用のみならず、郊外ショッピングセンターへの買物利用など日常利用にも活躍 一部路線では、平日日中も運行し、通勤・通学時間帯への導入も行政において検討中 	地方	○	○	本格実施	大鰐線 全日 弘南線 土日祝 冬季以外	なし ※2
③	和歌山県	JR西日本 きのくに線	<ul style="list-style-type: none"> ナショナルサイクルルート沿線約150kmにわたり毎日運行されるサイクルトレイン ワンマン列車車両に車載型IC改札機を搭載し、スムーズな乗降を実現 特急列車(一部区間)への自転車持込も実現 	地方	○	○	本格実施	全日	なし
④	島根県	一畑電車	<ul style="list-style-type: none"> 長い運行実績を有し、観光客にも地元住民にも定着したサイクルトレイン 駅構内レンタサイクル、荷物託送サービス等、鉄道と自転車を組み合わせて周遊しやすい多様な仕組みを構築 	地方	○	○	本格実施	全日	なし
⑤	群馬県	上毛電気鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 生活に密着した日常利用及びサイクリング目的の観光利用の両面で活用され、利用者数が非常に多いサイクルトレイン 	地方	○	○	本格実施	全日	なし ※2

※1: イベント時や年末年始などは利用できない日もあります

※2: 朝夕の混雑時に利用できないこともあります

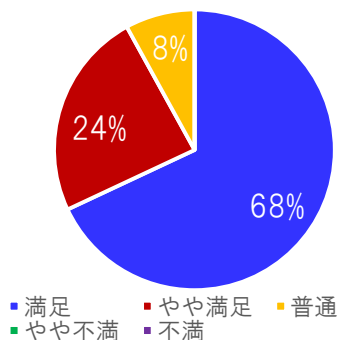
(出典: サイクルトレイン・サイクルバス導入の手引き(自転車活用推進本部))

表 2-25 H29～R6 年度の三陸鉄道株式会社における「サイクルトレイン」利用台数

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
人	16	105	未集計	9	13	5	20	31	199

(三陸鉄道株式会社提供資料から作成)

表 2-26 JR花輪線における「サイクルトレイン」実証実験の満足度及び主な意見



楽しみ方について
季節ごとの楽しみもあると思うので続けて実施してほしい
サイクリングをしながら行けるグルメマップがあると良い
電車内について
タイヤがシートに接触し、汚れる可能性があるので自転車を置くスペースが欲しい
列車の時刻・区間について
利用区間、対象列車が拡大すればもっと利便性が良くなると感じた

(出典：花輪線利用促進協議会)



(出典：花輪線利用促進協議会)



(出典：花輪線利用促進協議会)

写真 2-14 JR花輪線の「サイクルトレイン」実証実験状況

(15) サイクリング拠点の状況 (いわてサイクルステーション登録施設)

本県では自転車利用者へのサービス向上を図る取り組みとして、安心して利用できる環境の整備を目的とし、観光振興の促進につながる施策を展開しています。

その一環として、サイクルラックの設置など、自転車利用環境が整備されている以下の施設を対象に「いわてサイクルステーション」として登録する制度を令和4年に創設しています。登録要件として、(1)トイレ、(2)ベンチ等の休憩所、(3)サイクルラック、(4)自転車修理用工具、(5)空気入れポンプを無償で利用できることとし、令和8年3月現在、95施設が登録されています。

現状、登録の空白地域が存在することから、自転車利用者の利便性向上を目的に登録・普及を図っていきます。



図 2-32 いわてサイクルステーション登録施設一覧

いわてサイクルステーション

岩手県では「岩手県自転車活用推進計画」に基づき、サイクルリストなどの自転車利用者へ提供するサービスの充実を図り、自転車を活用した観光振興等を促進するため、サイクルラックなどの自転車利用環境が整備された施設を『いわてサイクルステーション』として登録します。

登録を希望する場合は、所定の登録申請書に必要な書類を添付し、岩手県に申請をお願いします。

～登録要件～

県内に所在し、次の①～⑤を満たす施設※1

- ①トイレが備わっていること。
- ②ベンチ等の休憩所が備わっていること。
- ③サイクルラック※2が備わっていること。
- ④自転車修理用工具※3が貸出可能であること。
- ⑤空気入れポンプ※4が貸出可能であること。

※1 営業時間内に①～⑤を併用して利用できること。 ※2 自立が困難なスポーツサイクルを固定するための駐輪設備であって、同時に3台以上駐車することができ、かつ耐久性を有するもの。

※3 業務時間内に①～⑤を併用して利用できること。 ※4 自立が困難なスポーツサイクルが駐輪可能な設備

※5 業務時間内に①～⑤を併用して利用できること。 ※6 自立が困難なスポーツサイクルが駐輪可能な設備

～『いわてサイクルステーション』に登録されると～

○『いわてサイクルステーション』の登録施設であることを示す登録証、ステッカー、のぼり旗を交付します。

○岩手県のホームページ等で『いわてサイクルステーション』の登録施設として広報します。

<ステッカー>

<のぼり旗>

【問い合わせ先】岩手県 県土整備部 道路環境課
 TEL：019-629-5878 Email：AG0004@pref.iwate.jp
 【いわてサイクルステーション登録制度】
<https://www.pref.iwate.jp/kanshoku/ki/sauna/bicstc/063036.html>

～登録要件の詳細～

道の駅、観光施設、飲食店、コンビニエンスストア及び宿泊施設等の県内に所在する施設で、次の①～⑤を満たす施設※

※ 営業時間内に①～⑤を併用して利用できること。

①トイレが備わっていること。

②ベンチ等の休憩所が備わっていること。

③サイクルラックが備わっていること。

～サイクルラック～
自立が困難なスポーツサイクルを固定するための駐輪設備であって、同時に3台以上駐車することができ、かつ耐久性を有するもの。

④自転車修理用工具を配備し、自転車利用者の申し出に応じ貸出が可能であること。

～自転車修理用工具～
タイヤレバー、六角レンチ及びプラスドライバー等の簡易的な自転車の修理及び整備が可能な工具。

⑤空気入れポンプを配備し、自転車利用者の申し出に応じ貸出が可能であること。

～空気入れポンプ～
美玉、米玉及び仏玉/丸玉に対応し、空気圧を調整できる目盛りつきの空気入れ。

(出典：岩手県ホームページ)

図 2-33 いわてサイクルステーション リーフレット

表 2-27 いわてサイクルステーション登録施設一覧 (1/2)

番号	市町村	施設名	番号	市町村	施設名
1	田野畑村	道の駅 たのはた	18	八幡平市	株式会社ふうせつ花
2	雫石町	休暇村 岩手網張温泉	20	岩手町	道の駅 石神の丘/石神の丘美術館
3	遠野市	遠野ふるさと村	21	宮古市	道の駅 区界高原
4	八幡平市	八幡平マウンテンホテル	22	宮古市	道の駅 やまびこ館
5	葛巻町	道の駅 くずまき高原	23	一関市	道の駅 むろね
6	雫石町	松ぼっくり	24	西和賀町	ほっとゆだ駅/湯田温泉峡/ 十割そばの店 湯夢プラザ
7	洋野町	キノコの駅	25	一関市	骨寺村荘園交流館 若神子亭
8	陸前高田市	黒崎仙峡温泉	26	一戸町	結カフェ
9	洋野町	ひろのっと	27	一戸町	ホテル奥中山高原 温泉館 朝朱の湯
10	久慈市	道の駅 くじ	28	一戸町	産直サラダボウルこずや
11	岩泉町	龍泉洞	29	一戸町	鳥コ kid's-station
12	岩泉町	早坂高原ビジターセンター	30	一戸町	御所野縄文公園
13	岩泉町	道の駅 いわいずみ	31	雫石町	道の駅 雫石あねっこ
14	岩泉町	道の駅 三田貝分校	32	田野畑村	北山崎展望台
15	岩泉町	浜の駅おもと愛土館	33	花巻市	いわて花巻空港
16	八幡平市	SHIMONO528	34	二戸市	カダルテラス金田一

表 2-28 いわてサイクルステーション登録施設一覧(2/2)

番号	市町村	施設名	番号	市町村	施設名
35	遠野市	道の駅 遠野風の丘	71	盛岡市	南方富士湖ものしり館・防災センター
36	平泉町	道の駅 平泉	72	釜石市	釜石観光総合案内所
37	大槌町	チャリカフェ	73	釜石市	橋野鉄鉱山
38	雫石町	御所湖広域公園(町場地区園地)	74	盛岡市	ごしょこものしり館・防災センター
39	花巻市	花巻広域公園	75	釜石市	うのすまい・トモス
40	陸前高田市	東日本大震災津波伝承館/奇跡の一本松	76	釜石市	橋野どんぐり広場産直組合
41	陸前高田市	道の駅 高田松原	77	花巻市	道の駅 石鳥谷
42	西和賀町	道の駅 錦秋湖	78	紫波町	すずらんの森 CAFE
43	宮古市	宮古駅((一社)宮古観光文化交流協会)	79	宮古市	岩泉線レールバイク待合所
44	宮古市	道の駅 みやこ	80	宮古市	宮古港フェリーターミナル
45	宮古市	浄土ヶ浜/浄土ヶ浜レストハウス	81	下閉伊郡普代村	道の駅 青の国ふだい
46	宮古市	道の駅 たろう	82	盛岡市	道の駅 もりおか洪民
47	宮古市	湯ったり館	83	岩手郡葛巻町	くずまき交流館プラトー
48	北上市	おでんせプラザぐるーぶ	84	岩手郡葛巻町	森のこだま館
49	北上市	北上展勝地	85	岩手郡葛巻町	葛巻町複合庁舎 くずま〜る
50	北上市	くろいわ産地直売所	86	岩手郡葛巻町	ふれあい宿舎・リーナーテージ
51	北上市	さらきの里ふれあいセンター	87	八幡平市	ビジネスホテル西根
52	北上市	北上市役所和賀庁舎	88	盛岡市	綱取ダム管理事務所
53	北上市	ふるさと体験館北上	89	北上市	thecampus〜トロイカの森〜
54	北上市	サンシャインスタイルビレッジ	90	北上市	WOODSTOCK
55	北上市	鬼の館	91	遠野市	日替わりシェフレストランでんパラ
56	北上市	Cota Cafe	92	遠野市	サンQふる郷市場
57	北上市	ミッシェル北上店	93	滝沢市	滝沢ふるさと交流館
58	北上市	バイク・リブリス	94	滝沢市	滝沢市北部コミュニティセンター
59	奥州市	奥州市まちなか交流館	95	滝沢市	滝沢市 IPU 第2イノベーションセンター
60	釜石市	道の駅 釜石仙人峠	96	奥州市	パン工房くろしゅっと
61	紫波町	どっこベース	97	奥州市	歴史公園えさし藤原の郷
62	奥州市	寺の駅 月江庵	98	奥州市	種山高原星座の森
63	奥州市	奥州市南股地区センター	※番号 17, 19, 64 は欠番		
65	奥州市	和風洋風レストラン キッチン Ken			
66	山田町	産直ひろばふれあいパーク山田			
67	北上市	くろちゃんラーメン			
68	矢巾町	矢巾町歴史民俗資料館			
69	奥州市	国土交通省北上川ダム統合管理事務所 胆沢ダム管理支所			
70	宮古市	里の駅 おぐに			

(16) 自転車の交通事故及び指導・警告件数の状況

本県の交通事故発生件数及び自転車事故発生件数は減少傾向にありましたが、令和7年(2025年)^{※28}は、いずれも9月末の時点で前年を上回っています。令和6年(2024年)の自転車事故発生件数の内訳は車との出会い頭の事故が約半数(49.0%)を占めています。また、自転車による死亡事故は3件発生(全て65歳以上の高齢者)しており、全てのケースでヘルメットが着用されておらず頭部への受傷を伴っています。

また、自動車の検挙・指導・警告件数は減少傾向となっていますが、自転車の検挙・指導・警告件数はほぼ横ばいで推移しており、その内訳は、歩行者に危険を及ぼす違反(18.5%)、ヘッドホン使用(16.9%)、無灯火(14.1%)、携帯電話等使用(14.0%)の4項目の合計が全体の約6割を占めています。このようなことから交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った自転車の運転者に対する自転車運転者講習を実施しています。

さらに、盛岡東・盛岡西・花巻・北上の4警察署では、自転車の関連する事故が現に発生しているところや発生のおそれがあるところで、自転車交通秩序の実現が必要な地区・路線を「自転車指導啓発重点地区・路線」として設定し、自転車通行空間の整備や街頭啓発活動、交通指導取締り等実施しています。

交通事故を抑止するため道路交通法が改正され、令和5年4月には、ヘルメット着用の努力義務化、令和6年11月には運転中のながらスマホや酒気帯び運転が厳罰化され、令和8年4月には交通反則通告制度(青切符)が導入される予定です。

自転車の安全利用を図るためには、利用者自身が自転車は車両であることを意識し、交差点等での安全確認を始めとした交通ルールの遵守や交通マナーの向上に努めるとともに、ヘルメット着用等の交通安全意識の高揚を図ることが必要です。

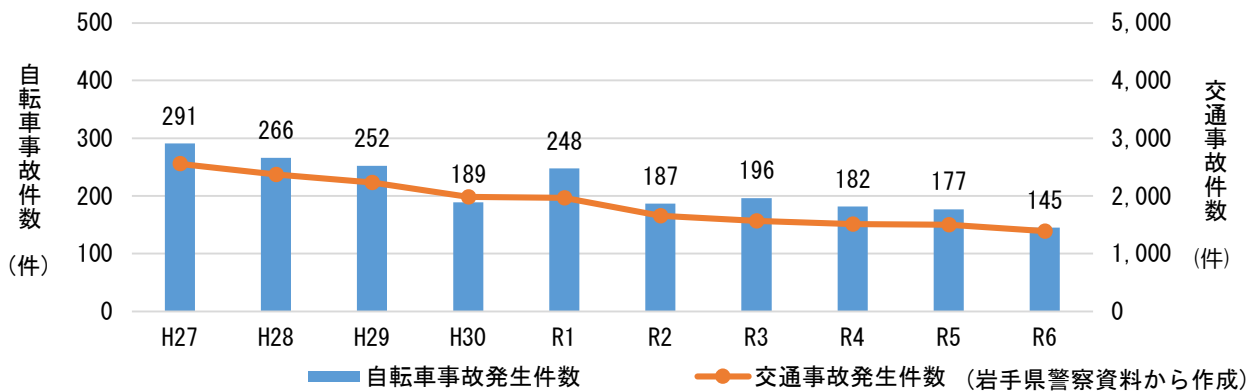


図 2-34 岩手県内の交通事故件数と自転車事故件数の推移

※28 交通事故発生状況：交通事故発生件数は、令和6年9月末時点966件に対し令和7年9月末時点1,108件、自転車事故発生件数は、令和6年9月末時点100件に対し令和7年9月末時点133件

表 2-29 市町村別自転車事故件数 (R6 年)

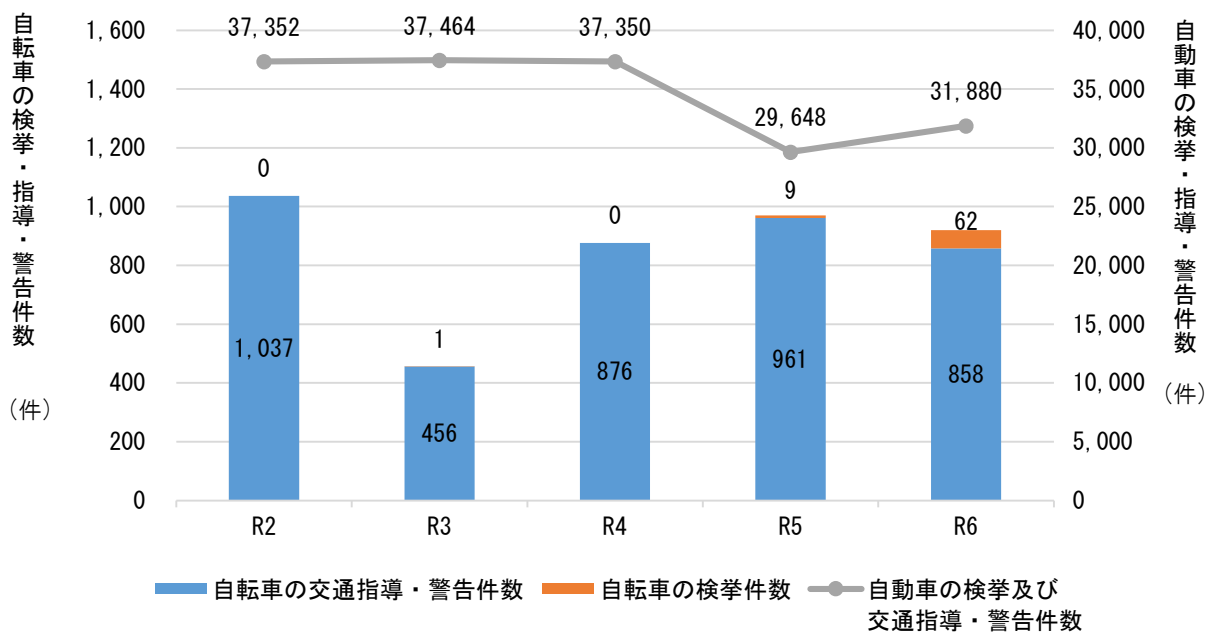
順位	市町村	件数	割合 (%)
1	盛岡市	60	41.4
2	奥州市	21	14.5
3	北上市	12	8.3
3	一関市	12	8.3
5	滝沢市	8	5.5
5	花巻市	8	5.5
7	矢巾町	6	4.1
8	宮古市	4	2.8
8	久慈市	4	2.8
10	紫波町	3	2.1
10	遠野市	3	2.1
その他 23 市町村		4	2.8
合 計		145	100.0

(交通事故発生状況(岩手県警察)から作成)

表 2-30 自転車事故の事故類型別集計 (R6 年)

事故類型		件数	割合 (%)
人 対 自 転 車		5	3.4
自 転 車 対 車 両	正 面 衝 突	1	0.7
	追 突	5	3.4
	出 会 い 頭	71	49.0
	追 越 ・ 追 抜 等	6	4.1
	右 ・ 左 折 時	47	32.4
	そ の 他	7	4.8
小 計		137	94.5
自 転 車 対 自 転 車		2	1.4
自 転 車 単 独	工 作 物 衝 突	0	0.0
	転 倒	1	0.7
	そ の 他	0	0.0
小 計		1	0.7
合 計		145	100.0

(令和 6 年交通事故のあらまし(岩手県警察)から作成)



(岩手県警察資料から作成)

図 2-35 自転車と自動車の検挙・指導・警告件数の推移

表 2-31 自転車の指導・警告の内訳 (R6年)

交通取締り項目	件数	割合 (%)
二人乗り	15	1.7
無灯火	121	14.1
信号無視	79	9.2
一時不停止	95	11.1
歩行者に危険を及ぼす違反	159	18.5
酒酔い	40	4.7
携帯電話等使用	120	14.0
ヘッドホン使用	145	16.9
その他	84	9.8
合計	858	100

(岩手県警察資料から作成)



図 2-36 盛岡東警察署管内の自転車指導啓発重点地区



(出典：警察庁ホームページ)

図 2-37 令和 6 年 11 月 道路 交通 法 改 正 の ポ ス タ ー



(出典：岩手県警察資料)

図 2-38 自転車ヘルメット着用啓発のポスター

【参考】自転車運転者講習

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(自転車運転者講習)制度は、自転車の交通ルール遵守を徹底するため、自転車の運転に関し一定の違反行為(危険行為)を3年以内に2回以上反復して行った者に対し、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずるもの。

【対象】

自転車を運転して信号無視等の危険行為(16類型)を行い、交通違反として取締りを受けた、または、交通事故を起こして送致された者。
ただし、3年以内に違反・事故を合わせて2回以上反復して行った場合。

【受講命令について】

都道府県公安委員会が、対象者に対し自転車運転者講習受講命令書を交付後の3ヶ月以内に自転車運転者講習を受けるべき旨を命ずるもの。
受講時間：3時間 手数料：6,150円

【受講命令に従わなかった場合】

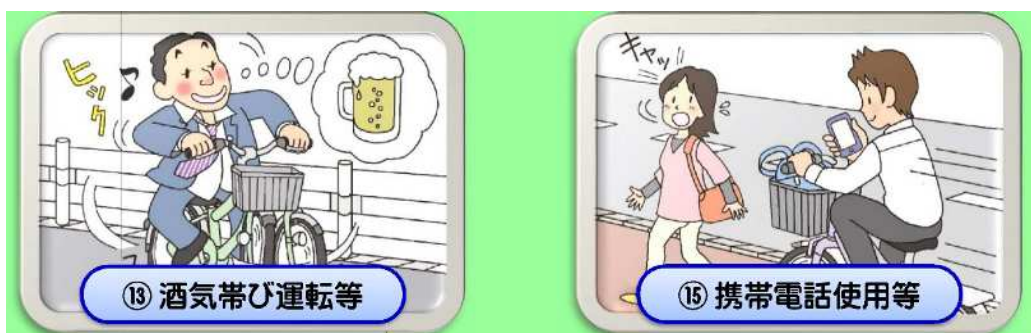
5万円以下の罰金

【危険行為(16類型)】

道路交通法施行令 第41条の3(特定小型原動機付自転車危険行為等)

- ①信号無視、②通行禁止違反、③歩行者用道路徐行違反、④通行区分違反、⑤路側帯進行方法違反、⑥遮断踏切立入り、⑦優先道路通行車妨害等、⑧交差点優先車妨害、⑨環状交差点通行車妨害等、⑩指定場所一時不停止等、⑪歩道通行時の通行方法違反、⑫制動装置(ブレーキ)不良自転車運転、⑬酒気帯び運転等、⑭安全運転義務違反、⑮携帯電話使用等、⑯妨害運転

(注記)道路交通法第117条の4第1項第2号又は道路交通法第118条第1項第4号の罪に当たるものに限る。



(出典：警察庁ホームページ)

【参考】自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入

【青切符導入の背景】

自転車は通勤や通学で使用されるほか、配達等を含む業務やシェアサイクルなど、すべてのライフステージにおいて利用することができる身近で環境にやさしい交通手段です。東京都内では自転車の活用が推進される一方で自転車関連の交通事故が増加しており、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や自転車と歩行者の事故件数も増加しています。さらに、交通ルールを守らない一部の自転車利用者への苦情等も多く寄せられています。

このように、自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい状況にある中、警視庁では交通違反をする自転車利用者に対する指導警告を強化するとともに、悪質性・危険性の高い違反については取締りを実施しています。

自転車の交通違反の検挙件数は年々増加しており、交通反則通告制度（青切符）の導入は検挙後の手続きを簡易迅速に処理することにより、自動車と同様に違反者の時間的・手続き的な負担を軽減するとともに、実効性のある違反処理を行うことが可能となります。今後は違反の実情に即して、指導警告や青切符、赤切符等による処理が行われます。

【自転車の交通違反の指導取締り】

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、悪質・危険な違反であったときは取締りを行います。

取締りの対象は16歳以上の運転者となり、16歳未満の者には原則として指導警告を行います。



(出典：岩手県警察資料)

(17) 自転車に関する条例

本県では、令和5年4月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(通称:岩手県自転車条例)」を制定し、自転車を安全で適正に利用するために必要な事項として、以下を規定しています。

- 自転車が車両であることをきちんと認識すること
- 自転車の交通ルールを理解して守らなければならないこと
- 自転車を安全に利用できるように点検・整備をすること
- 万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に加入すること

自転車損害賠償責任保険等への加入については、自転車利用者側の過失により、高額な賠償が認められた判決例もあり、自身と相手を守るため、万が一に備えた保険加入の必要性について周知啓発を図り、加入を促していく必要があります。

また、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っているほか、事故で頭部を負傷した死者・重傷者がヘルメットを着用していなかった割合は、ヘルメットを着用していた方と比較して約1.7倍も高いというデータもあります。

そのため、関係機関とも連携し、様々な利用者の実態に合わせて、自転車利用時におけるヘルメット着用を推奨する広報・啓発活動を展開し、自転車の安全で適正な利用の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

岩手県自転車条例
 令和5年4月1日スタート!

一人ひとりが自転車を安全で適正に利用し、交通事故の防止に努めましょう。

- 1 自転車が車両であることをきちんと認識すること
- 2 自転車の交通ルールを理解して守らなければならないこと
- 3 自転車を安全に利用できるように点検・整備をすること
- 4 万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に加入すること

自転車安全利用のポイント

1 ルールを守ること ~自転車安全利用五則~

- 1 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

2 定期的な点検整備をすること

- ぶ** ブレーキ
前輪・後輪ともによくききますか?
- た** タイヤ
すり減ったり、変形していませんか?
十分に空気は入っていますか?
- は** 反射材
反射材は後部や後面に付き、覆れたり汚れたりしていませんか?
- しゃ** 車体
・ハンドル…直前に固定されていますか?
・サドル…ゆるみはないですか? 高さはいいですか?
・ライト…明るく点灯していますか?
・ペダル…曲がっていませんか?
・チェーン…ゆるんでいたり、ざびたりしていませんか?
- べる** ベル
よく鳴りますか?

3 自転車損害賠償責任保険等に加入すること
 自転車利用者が加害者になる場合もあります。自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。
※裏面の保険加入状況確認フローチャートをご活用ください。

(出典: 岩手県ホームページ)

図 2-39 岩手県自転車条例のポスター

【参考】自転車賠償責任保険等

「自転車賠償責任保険等」とは、自転車利用中に交通事故により、相手の生命、身体の被害に係る損害を補償することができる保険又は共済のことです。

自転車利用者向けの賠償責任保険のほか、TSマーク付帯保険(有効期限1年)、自動車保険や火災保険の特約による日常生活での個人賠償責任保険など様々あります。

【TS (TRAFFIC SAFETY) マーク付帯保険】

TS マークは、自転車安全整備店に勤務する自転車安全整備士が、点検確認した安全な自転車に貼るシール。点検日から1年以内のTSマークが貼られた自転車の事故によって他人に死亡又は重度後遺障害を負わせたことによる法律上の賠償責任に限定して補償される保険。令和4年7月に赤色・青色マークのデザインが変更になりました。

【個人賠償責任保険】

個人または同居の家族が、日常生活で誤って他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したことで生じた法律上の賠償責任を補償する保険。

(出典：公益財団法人日本交通管理技術協会ホームページ)

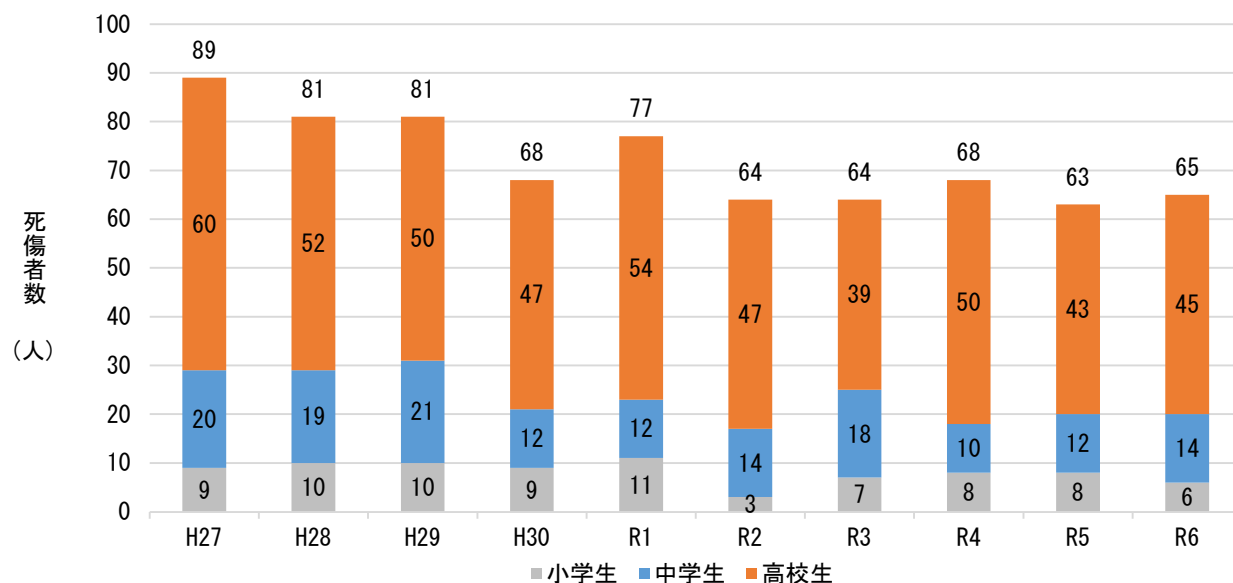


(18) 児童生徒の自転車事故死傷者数の状況

本県において、児童生徒が自転車乗車中の事故で平成 26 年(2014 年)以降に死亡事故は発生していませんでしたが、令和 7 年(2025 年)に 1 人死亡しています。また、負傷者数は令和 2 年以降横ばいとなっています。

教育段階別では、通学等で自転車利用の頻度が多くなる高校生や中学生で自転車の交通事故による負傷者数が多くなっています。

児童生徒の安全な自転車利用を促進するため、教育段階に応じた効果的な交通安全指導を実施するとともに、各学校の実態や地域の実情に応じた交通安全教室等の取組が必要です。



(岩手県警察提供資料から作成)

図 2-40 岩手県内の児童生徒の自転車乗車中事故死傷者数の推移図

【参考】交通安全こども自転車大会

一般財団法人全日本交通安全協会では、小学校児童の自転車事故防止活動の一環として、昭和 41 年から「交通安全子供自転車全国大会」を開催しています。

本県でも、一般社団法人岩手県交通安全協会において、「交通安全こども自転車岩手県大会」を開催しており、優勝チームが全国大会へ出場しています。

小さい頃に自転車に関する交通安全の知識を身に付け、習慣化することは、交通事故を防止する上で非常に有効です。

【競技内容】

- 交通規則や自転車の安全な乗り方などを問う学科テスト
- 交通法規に従った乗り方をチェックする安全走行テスト
- 乗り方の熟練度をチェックする技能走行テスト



(出典：一般社団法人岩手県交通安全協会ホームページ)

(19) 災害時における自転車の活用

災害時には、道路状況の悪化等により、自動車や公共交通機関が利用できなくなるおそれがあります。安全が確保される場合、自転車による移動も選択肢の一つとして考えることができます。

法第8条では、自転車の活用の推進に関する施策の一つとして「災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備」が示され、国自転車計画においても施策に位置付けられるなど、本県の実情に応じて、自転車が有する機動性を避難生活等の様々な局面で必要に応じて生かしていくことが重要です。

特に、令和7年4月16日に道路法の一部が改正され、法定計画に位置付けられた「道路啓開計画」については、道路法第28条の2第1項に基づき設置する「道路啓開計画協議会」における協議を経て、地方整備局等の広域ブロック単位及び都道府県単位で順次策定することとされており、本県においても災害時の道路啓開対応の際などには、自転車を有効活用していくこととします。

【参考】東北道路啓開計画

「東北道路啓開計画」は、地震災害・津波災害・雪害などの大規模災害を想定し、啓開路線の考え方、発災時の行動計画、道路啓開実施方法等をまとめたものです。

過去に発生した東日本大震災津波の「くしの歯作戦」や能登半島地震を教訓として、関係機関との連携・協力により、道路啓開を協力かつ着実に推進します。

具体的には、発災後72時間以内に啓開路線を完了させ、最重要防災拠点（アクセス優先度1）、重要防災拠点（アクセス優先度2・3）のルートを確認します。

また、道路啓開前の情報収集の方法や、道路啓開を円滑に実施するため、建設業者との協定、通信の多重化、放置車両処理ルール等も整備しています。



図 道路啓開路線・拠点接続ルート・防災拠点位置図

(出典：東北道路啓開等協議会)

2 これまでの取組の成果と課題(第1期計画の進捗状況)

令和3年3月に策定した「岩手県自転車活用推進計画」においては、4つの取組分野と8つの施策を掲げ、岩手県の自転車活用推進に向けた取組を総合的に推進してきました。

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第2期計画では更なる推進をしていきます。

施策項目	指標名	R7末 目標値	R6末 実績値	現状と第2期計画の方向性
I 利用環境 【目標】 自転車の利用拡大のための環境創出				
施策1 自転車通行空間等の整備や維持管理の推進	県管理道路における自転車通行空間の整備延長	16.0km	4.9km	側溝入替が必要となった区間等の施工に時間を要したこと等により、目標達成が難しい見込み。今後も継続して整備を推進していく。
施策2 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進	市町村自転車活用推進計画策定数	6 市町村	3 市町村	自転車交通量の多い市町を中心に計画策定を促すも、3市以外動きは見られず目標達成が難しい見込み。今後も継続して策定を促していく。
II 健康づくり 【目標】 自転車利用の促進による健康増進				
施策3 サイクルスポーツ振興の推進	自転車関連の大会等への参加者数	4,000 人	1,672 人	コロナ禍の際に、大会数が減少したことが大きな要因となり、目標達成が難しい見込み。今後も継続して大会の開催促進を目指して取り組んでいく。
施策4 自転車を活用した健康づくりの推進	自転車を利用する運動を実施した県民の割合	12.0%	8.5%	今後も健康づくりの推進のために広報啓発等を実施していく。
III 観光振興 【目標】 サイクルツーリズム等の推進による観光振興				
施策5 地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進	路面標示や案内看板が整備された複数市町村に跨る広域的なサイクリングルート	4 ルート	0 ルート	設定した広域サイクリングルートは当初想定より延長が長く、整備に時間を要するため目標達成が難しい見込み。今後も継続して整備を推進していく。
施策6 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供	サイクリスト受入環境が整備されている道の駅数	11 駅	18 駅	1期計画の目標値は達成済み。今後も継続して、いわてサイクルステーションを増やし、利用環境の整備を推進する。
IV 安全安心 【目標】 自転車を安全に安心して利用できる社会の実現				
施策7 自転車の安全利用の促進	自転車に関係する交通事故件数	198 件	145 件	R3～R6年は達成済み。今後も、交通事故が減少するよう交通指導や広報啓発を推進していく。
施策8 学校における交通安全活動の推進	道路管理者が自転車通学ルートの安全点検を実施した高校の割合	100%	32%	R7年末までに達成見込み。今後、自転車通学ルートの安全点検の2巡目の点検を推進していく。

第3章 取組分野、施策等計画の推進方策

1 取組分野、目標及び施策

本計画では、本県の自転車を取り巻く現状と課題を踏まえて、「利用環境」、「安全安心」、「移動環境」、「健康・脱炭素」、「観光振興」の5つの取組分野を設定します。このうち、「移動環境」は「利用環境」から細分化し、地域の良好な移動環境を形成するために設定します。

また、5つの取組分野ごとに本県の実情に応じた目標を掲げるとともに、それぞれの目標を実現するための施策を実施します。

【本県の自転車を取り巻く現状と課題を踏まえた5つの取組分野】

<ul style="list-style-type: none"> ○自転車通行空間の整備が不足しており、更なる整備促進が必要 ○3路線ある県管理自転車道線は舗装のひび割れ等が発生し道路の老朽化が進行 ○自転車ネットワーク計画を策定している市町村は2市のみ(R6) ○市町村自転車計画を策定した市町村は3市のみ(R6) ○市街地部では荷さばき車両や放置自転車等による自転車通行の阻害が発生 ○サイクリングルートや駐輪場等の自転車関係の情報発信が不足 	利用環境
<ul style="list-style-type: none"> ○自転車の交通事故は5月～11月に多く発生しているが毎年2割程度冬期間に発生 ○自転車の交通事故は自転車交通量が多い内陸部の盛岡市、奥州市、北上市、一関市、滝沢市、花巻市、矢巾町の7市町合計で全体の約9割(R6年) ○自転車の交通違反はほぼ横ばいで推移しており、指導警告件数はヘッドホン使用(16.9%)、無灯火(14.1%)、携帯電話等使用(14.0%)の3項目の合計で全体の約5割(R6年) ○通学等で自転車利用が多くなる高校生の自転車事故は児童生徒全体の約7割(R6年) ○災害時には自動車や公共交通機関が利用できなくなるおそれ 	安全安心
<ul style="list-style-type: none"> ○シェアサイクルを導入している市町村は2市(盛岡市、二戸市)(R6) ○鉄道事業者と連携したサイクルトレイン導入の検討が必要 ○自転車通勤・通学の割合が低い(R2年:県6.2%(全国11.3%)) 	移動環境
<ul style="list-style-type: none"> ○65歳未満の働き盛り世代の年齢調整死亡率が高い (R2年:(男性)県213.0(全国197.2)、(女性)県116.4(全国100.2)) ○自転車を利用する運動を実施した県民の割合は横ばい傾向(R3:8.4%⇒R6:8.5%) ○自転車通勤・通学の割合が低い(R2年:県6.2%(全国11.3%)) ○自転車競技施設やサイクルイベント等の情報発信が不足 	健康・脱炭素
<ul style="list-style-type: none"> ○サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートや案内看板、受入環境等が不足 ○サイクリングルートやサイクルイベント等の情報発信が不足 ○サイクリストの受入環境が整っている施設として登録普及を進めているいわてサイクルステーション(R4.4創設)の岩手県広域サイクリングルート沿線の登録促進等、更なる普及が必要 ○岩手県広域サイクリングルート(R6.3設定)の周知が不足、更なる情報発信が必要 	観光振興

【5つの取組分野と目標を実現するための施策】

取組分野	目標及び施策
I 利用環境	<p>【目標】自転車のネットワーク整備等による良好な利用環境の創出 自転車の走行に配慮した自転車通行空間の整備や自転車利用者のための道路標示の充実等により、自転車を快適に利用するための環境を創出します。</p>
	<p>○施策1 自転車通行空間等の整備や維持管理の推進 ○施策2 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進</p>
II 安全安心	<p>【目標】自転車を安全に安心して利用できる社会の実現 自転車利用者の交通安全意識の高揚や学校と連携した交通安全活動等により、自転車を安全に安心して利用できる社会を形成します。</p>
	<p>○施策3 自転車の安全利用の促進 ○施策4 学校における交通安全活動の推進</p>
III 移動環境	<p>【目標】自転車交通の役割拡大による良好な移動環境の実現 公共交通と連携した上で、地域における移動手段として自転車の役割を拡大し、良好な移動環境を実現します。</p>
	<p>○施策5 他の交通機関と連携した自転車移動環境向上の推進</p>
IV 健康・脱炭素	<p>【目標】自転車利用の促進による健康増進・脱炭素化 サイクルスポーツに親しみやすい環境づくりや日常生活における自転車利用の促進等により、自転車を活用した健康増進を図ります。</p>
	<p>○施策6 サイクルスポーツ振興の推進 ○施策7 自転車を活用した健康づくり・脱炭素化の推進</p>
V 観光振興	<p>【目標】サイクルツーリズム等の推進による観光振興 サイクルツーリズムを楽しむ観光客の誘客促進や本県の魅力を生かしたサイクリングルートの形成等により、自転車を活用した観光振興を図ります。</p>
	<p>○施策8 地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進 ○施策9 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供</p>

【施策と指標及び目標値】

施策項目	指標名	R6末実績値	R12目標値
I 利用環境 【目標】 自転車のネットワーク整備等による良好な利用環境の創出			
施策1 自転車通行空間等の整備や維持管理の推進	県管理道路における自転車通行空間の整備延長(累計)	4.9 km	150.0km
施策2 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進	市町村自転車活用推進計画策定数(累計)	3市町村	6市町村
II 安全安心 【目標】 自転車を安全に安心して利用できる社会の実現			
施策3 自転車の安全利用の促進	自転車に関係する交通事故件数	145件	125件以下 ^{※29}
施策4 学校における交通安全活動の推進	道路管理者が自転車通学ルート of 安全点検(2巡目)を実施した高校の割合(累計)	0.0%	100.0%
III 移動環境 【目標】 自転車交通の役割拡大による良好な移動環境の実現			
施策5 他の交通機関と連携した自転車移動環境向上の推進	「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの宣言企業・団体数	0企業・団体	5企業・団体
IV 健康・脱炭素 【目標】 自転車利用の促進による健康増進・脱炭素化			
施策6 サイクルスポーツ振興の推進	自転車関連の大会等への参加者数	1,672人	2,500人
施策7 自転車を活用した健康づくり・脱炭素化の推進	自転車を活用する運動を実施した県民の割合	8.5%	12.0%
V 観光振興 【目標】 サイクルツーリズム等の推進による観光振興			
施策8 地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進	広域サイクリングルートにおける路面標示や案内看板が整備された市町村数(累計)	0市町村	24市町村 ^{※30}
施策9 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供	いわてサイクルステーションの登録数(累計)	79施設	200施設

※29 第11次岩手県交通安全計画における令和7年(2025年)の目標値と同値としており、令和8年度に策定する第12次岩手県交通安全計画(令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度))を踏まえて見直しを行う場合がある。

※30 市町村内で迷いやすい箇所や危険な箇所等の工事完了後に1市町村達成とする。

2 具体的な推進方策

本計画では、取組分野ごとの施策を着実に推進するため、施策ごとに計画期間中に実施する具体的な推進方策を定め、主要な指標を設定して定期的にフォローアップを行います。

これらの自転車の活用推進に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することにより、本県における自転車を活用した環境負荷の低減や健康増進、観光振興等を促進します。

I 利用環境

【目標】自転車のネットワーク整備等による良好な利用環境の創出

施策1 自転車通行空間等の整備や維持管理の推進

① 自転車通行空間等の整備

- 市町村の自転車ネットワーク計画において自転車通行空間の整備が必要な区間として位置付けられた道路や岩手県広域サイクリングルート、自転車通学ルート等について、自転車通行帯の整備や矢羽根等の路面標示などにより、自転車通行空間の整備を推進します。
- 自転車が通行できる歩道等について、自転車と歩行者双方の安全で快適な通行を確保するため、自転車通行範囲をカラー舗装や路面標示等で明示することにより、自転車と歩行者の通行の分離を図ります。

整備形態	整備イメージ
自転車道	A. 自転車と自動車を構造物により分離する場合 
自転車専用通行帯	B. 車道内で自転車と自動車の通行帯を分離する場合 
車道混在	C. 車道混在とする場合 

(出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(令和6年6月)(国土交通省道路局、警察庁交通局))

図3-1 自転車通行空間の整備形態

② 自転車通行空間や自転車道線等の適切な維持管理

- 自転車通行空間や自転車道線等を継続的に安全で快適に利用するため、舗装補修や除草等の適切な維持管理を推進します。

③ 道路標識や道路標示等の改善

- 道路管理者と交通管理者が連携し、適切に道路標識や道路標示等を設置するとともに自転車の利用状況等を踏まえた必要な改善等を実施します。

【指標】

県管理道路における自転車通行空間の整備延長

現状値: 4.9 km(令和6年度(2024年度)) ⇒ 目標値: 150.0 km(令和12年度(2030年度))

施策2 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進

① 市町村自転車計画等の策定支援

- ・ 法第 11 条の規定に基づく市町村自転車計画や市町村の実情に応じた自転車通行空間の整備を進めるための自転車ネットワーク計画について、市町村を対象とした計画策定時における留意事項等の説明会の開催や個別相談の実施等により策定を支援し、市町村と連携して自転車の活用を促進します。

② 市町村による路外駐車場の整備等に対する支援

- ・ 市町村が策定する地域における荷さばきルールについて、他都市での取組事例等の情報を周知することにより策定を支援します。
- ・ 市町村が実施する停車帯等の設置に関する弾力的な運用による荷さばき場や路外駐車場の整備等の取組について、地域の状況に応じた計画となるよう個別相談や技術的助言を行うことにより整備等を支援します。

③ 地域のニーズに対応した駐輪場の整備促進

- ・ 市町村が策定する駐輪場整備計画について、地域の状況に応じた計画となるよう個別相談や技術的助言を行うことにより策定を支援します。
- ・ 駐輪場を利用したシェアサイクルのサイクルポート設置を支援します。

④ 市町村のシェアサイクル導入に対する取組への支援

- ・ 市町村を対象とした説明会や個別相談の実施等により、他都市でのシェアサイクル導入の取組事例や国の補助制度等の情報を提供することにより、市町村が実施するシェアサイクル導入の取組を支援します。
- ・ 市町村に対して他都市での IC タグをはじめとした IoT 技術を活用やシステム連携のための API 標準化といったシェアサイクルの取組事例等の情報を提供することにより、効率的な運営を行うシェアサイクルの導入を支援します。

【指標】

市町村自転車活用推進計画策定数

現状値：3市町村(令和6年度(2024年度)) ⇒ 目標値：6市町村(令和12年度(2030年度))

Ⅱ 安全安心

【目標】 自転車を安全に安心して利用できる社会の実現

施策3 自転車の安全利用の促進

① 自転車利用者に対する指導・取締りによる自転車の安全利用の促進

- ・ 安全な自転車利用を促進するため、自転車指導啓発重点地区・路線^{※31}における重点的な安全指導活動等を行い、違反行為に対する指導警告や、悪質で危険な違反に対して取締りを徹底するほか、自転車運転者講習制度の適切な運用と周知を図ります。
- ・ 市町村交通指導員に対し、講習会の開催や市町村独自の特色ある安全教室の紹介等を行い指導技術の向上を図ります。
- ・ 関係機関や関係団体と連携し、交通公園^{※32}の利用やスケアードストレイト教育技法^{※33}を活用した安全講習など、幼児期から高齢者までの年齢に応じた自転車の安全利用に関する講習の普及啓発を実施します。
- ・ 特に高齢者の自転車利用者に対し、実車やシミュレーターを活用した参加体験型の安全教室等により、交通ルールの理解と遵守と自転車利用時におけるマナーの改善を図ります。
- ・ 冬期間の自転車利用は、積雪や凍結等による転倒が懸念されることから、安全性の観点から自転車の利用を控えるよう広報、啓発等を実施します。

② 交通安全意識高揚に向けた広報啓発

- ・ 自転車安全利用推進期間^{※34}において、「自転車安全利用五則」や交通ルールの周知等を重点的に行います。
- ・ 令和5年4月の道路交通法改正によるヘルメット着用の努力義務化を受け、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果等の理解を深める広報啓発により、着用の促進を図ります。
- ・ 令和8年4月から導入される16歳以上の自転車利用者の交通違反に対する交通反則通告制度の周知を行います。
- ・ 乗車前の点検や専門技術者による定期的な点検整備を促進する広報啓発を実施します。
- ・ 自転車利用中の事故における高額賠償の事例も踏まえ、TSマーク等の損害賠償責任保険等について、加入済みの保険内容の確認や加入促進のための情報提供及び広報啓発等を実施します。
- ・ 雨天時や路面凍結時、体調不良時等の安全に自転車を利用できない状況では、利用を控えることなどを含めた自転車の安全利用に関する広報啓発を実施します。
- ・ ホームページなどの様々な広報媒体を活用した効果的な広報により、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図ります。
- ・ 自動車運転者を対象とした交通安全講習等において、自転車事故の特徴を踏まえた安全運転の広報啓発を実施し、自動車運転者の交通安全意識の高揚を図ります。
- ・ 在留外国人に対し、日本の交通ルール・マナーの周知・啓発を図ります。

※31 自転車指導啓発重点地区・路線：自転車と歩行者が集中するなど、重大事故の発生が懸念される地区・路線及び自転車が関係する事故の多発地区・路線。

※32 交通公園：県営運動公園内にある子供が楽しみながら交通安全ルールなどを身に付けることを目的とする施設。

※33 スケアードストレイト教育技法：スタントマンによる模擬の交通事故の見学を通して事故の恐ろしさを体感させ事故の危険性と交通ルール遵守の重要性を強く認識させる教育技法。

※34 自転車安全利用推進期間：自転車利用者の安全意識の高揚を図り、自転車の安全利用の推進を図る期間。

③ 違法駐車に対する規制等の検討

- ・ 自転車通行空間への駐停車禁止等の規制の実施を検討します。
- ・ 違法駐車取締りに係るガイドラインの見直しや駐車監視員の活用による違法車両の重点監視等により、自転車通行空間への違法駐車に対する重点的な取締りを推進します。

④ 災害時における自転車活用

- ・ 国の防災基本計画への位置付けや、国・他県等における活用事例を踏まえながら、災害時における避難生活等での自転車の活用を図っていきます。

⑤ 損害賠償責任保険等への加入の促進

- ・ 広報を通じて県民や企業に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性に関する情報提供を行います。
- ・ 自転車小売事業者等に対し、自転車購入者に自転車損害賠償責任保険等の加入状況を確認し、加入の必要性等について説明するよう、働きかけを行います。

⑥ 自転車通行空間等の整備(再掲)

- ・ 市町村の自転車ネットワーク計画において自転車通行空間の整備が必要な区間として位置付けられた道路や岩手県広域サイクリングルート、自転車通学ルート等について、カラー舗装等の整備や矢羽根等の路面表示などにより、自転車通行空間の整備を推進します。
- ・ 自転車が通行できる歩道について、自転車と歩行者双方の安全で快適な通行を確保するため、自転車通行範囲をカラー舗装や区画線等で明示することにより、自転車と歩行者の通行の分離を図ります。

表 3-1 自転車安全利用五則

【概要】自転車の利用者が守るべき5つの基本的なルール
1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3 夜間はライトを点灯
4 飲酒運転は禁止
5 ヘルメットを着用



(出典：一般社団法人岩手県
交通安全協会ホームページ)

写真 3-1 自転車シミュレーター

表 3-2 令和 7 年度自転車安全利用推進期間

実施期間
令和 7 年 (2025 年) 5 月 1 日 (木) ~ 5 月 31 日 (土)
推進重点
① 歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメットの着用促進 ② 飲酒運転、携帯電話使用、信号無視、指定場所一時不停止等の危険な行為の禁止 ③ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
スローガン
「危険です ながらスマホで 踏むペダル」



(出典: 岩手県交通安全対策協議会ホームページ)

【指標】

自転車に関する交通事故件数^{※35}

現状値: 145 件 (令和 6 年 (2024 年)) ⇒ 目標値: 125 件以下 (令和 12 年 (2030 年))

※35 自転車に関する交通事故件数: 目標値 (125 件以下) は、第 11 次岩手県交通安全計画における令和 7 年 (2025 年) の目標値と同値としており、令和 8 年度に策定する第 12 次岩手県交通安全計画 (令和 8 年度 (2026 年度) ~ 令和 12 年度 (2030 年度)) を踏まえて見直しを行う場合がある。

施策4 学校における交通安全活動の推進

① 児童生徒の安全な自転車利用促進に向けた交通安全教室の開催

- ・ 児童生徒の教育段階に応じて、関係機関や関係団体と連携した子供自転車安全大会への参加促進や様々な交通環境を疑似体験する自転車シミュレーターの活用等による効果的な交通安全指導を実施し、安全意識の高揚を図ります。
- ・ 交通指導員と連携し、各学校の実態や地域の実情等に応じた交通安全教室を実施します。

② 高校生の自転車通学ルートの安全点検

- ・ 道路管理者が県内各地の高校と連携し、生徒の主要な自転車通学ルートを把握するとともに、道路管理者による当該ルートの安全点検を実施し、県内各高校における自転車通学ルートを作成・公表したところです。これらのルートについて、更なる安全性を向上させていくため、各高校にヒアリングを行いながら、新たな危険箇所を洗い出し、視認性向上の対策や段差等の通行危険箇所の解消を図ります。

③ 自転車通行空間等の整備(再掲)

- ・ 市町村の自転車ネットワーク計画において自転車通行空間の整備が必要な区間として位置付けられた道路や広域的なサイクリングルート、自転車通学ルート等について、カラー舗装等の整備や矢羽根等の路面表示などにより、自転車通行空間の整備を推進します。
- ・ 自転車が通行できる歩道等について、自転車と歩行者双方の安全で快適な通行を確保するため、自転車通行範囲をカラー舗装や区画線等で明示することにより、自転車と歩行者の通行の分離を図ります。



図3-2 高校生への自転車ルール啓発4コマ漫画※36

(出典：岩手県警察
ホームページ)

【指標】

道路管理者が自転車通学ルートの安全点検（2巡目）を実施した高校の割合
現状値：0.0%（令和6年度（2024年度））⇒ 目標値：100.0%（令和12年度（2030年度））

※36 高校生への自転車ルール啓発4コマ漫画：岩手県盛岡東警察署と盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校が協働で作成したもの。

Ⅲ 移動環境

【目標】 自転車交通の役割拡大による良好な移動環境の実現

施策5 他の交通機関と連携した自転車移動環境向上の推進

① 自転車と地域の公共交通等との連携の促進

- ・ バス運転士が不足するなか、通学や部活動、通院等の地域の移動について、学校や病院等の地域の施設を拠点として活用しつつ、自転車が公共交通を補完する取組を支援します。
- ・ 市町村が自転車活用を進めていく中で、県が鉄道事業者やバス事業者と調整し、相互に連携することで、自転車と公共交通がシームレスに移動できる環境づくりを支援します。

② 市町村のシェアサイクル導入に対する取組への支援(再掲)

- ・ 市町村を対象とした説明会や個別相談の実施等により、他都市でのシェアサイクル導入の取組事例や国の補助制度等の情報を提供することにより、市町村が実施するシェアサイクル導入の取組を支援します。
- ・ 市町村に対して他都市での IC タグをはじめとした IoT 技術を活用やシステム連携のための API 標準化といったシェアサイクルの取組事例等の情報を提供することにより、効率的な運営を行うシェアサイクルの導入を支援します。

③ サイクルトレインの実施への支援

- ・ 国内外の旅行者や県内の二次交通ネットワークの充実を図るため、沿線自治体・鉄道事業者・関係団体との協力や連携を図りながら、サイクルトレインの実施に向けた検討や利用促進のための広報等の支援を行います。

④ 自転車通勤の促進

- ・ 自転車利用による健康増進や、自動車から環境負荷が少ない自転車への移手段の転換を図るため、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者が策定する「地球温暖化対策計画書」に通勤での自家用車利用等の抑制を図るための取組項目を付加することによる事業者の自主的な取組の促進や、省エネキャンペーンなどの広報啓発等により、県民の自転車通勤を促進します。

【指標】

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの宣言企業・団体数^{※37}

現状値：0 企業・団体(令和 6 年度(2024 年度))

⇒ 目標値：5 企業・団体(令和 12 年度(2030 年度))

※37 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトは、国土交通省が自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、自転車通勤を推進する企業・団体を認定する制度。令和 7 年 12 月末時点で、全国 93 社(県内 0 社)が認定済みである。

IV 健康・脱炭素

【目標】自転車利用の促進による健康増進・脱炭素化

施策6 サイクルスポーツ振興の推進

① 自転車関連の大会等の開催の促進

- ・ 年代や障がいの有無に関わらず、サイクルスポーツを楽しめる機会を創出し、サイクルスポーツの裾野を広げるため、県内に整備されている自転車競技施設を紹介する効果的な情報発信に取り組むとともに、市町村や民間団体、地域スポーツコミッション^{※38}等が実施する本県の豊かな自然を活用したサイクリングイベントなどの開催を促進するなど、サイクルスポーツの振興を図ります。
- ・ 自転車関連の大会等の円滑な開催に向け、実施主体に対して、道路管理者や交通管理者による適切な助言、情報提供等の支援を行います。
- ・ サイクルスポーツを多くの県民に楽しんでいただくため、岩手県広域サイクリングルートや市町村、地元団体の地域ルートを活用し、初心者にも優しいポタリングイベントや中～上級者向けのサイクリングイベント等を開催していきます。



図3-3 イベントチラシの事例



写真3-2 サイクリングツアー2025の状況

② 自転車利用を促進するための効果的な情報発信(再掲)

- ・ 自転車利用者の利便性の向上を図るとともに、環境への負荷の低減や健康増進、観光振興等の自転車利用の多様な効果を広く周知するため、本県の自転車関係の情報を集約したホームページの作成やSNSを活用した効果的な情報発信に取り組みます。

【指標】

自転車関連の大会等への参加者数

現状値: 1,672人(令和6年度(2024年度)) ⇒ 目標値: 2,500人(令和12年度(2030年度))

※38 地域スポーツコミッション: スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図る組織。

施策7 自転車を活用した健康づくり・脱炭素化の推進

① 自転車を活用した運動習慣の定着による体力の維持・向上

- 生活習慣病の発症を予防し、県民の健康寿命の延伸を図るため、市町村や医療保険者等と連携し、健康教室や保健指導等の場を通じたサイクリング等の自転車を活用した日常生活の中で無理なく実践できる運動の普及啓発により、運動習慣の定着及び生活活動量の増加を促進します。

② 自転車の利用促進による環境負荷軽減の推進

- 環境保全及びCO₂の削減による地球温暖化に関する広報啓発を実施します。

③ 自転車利用を促進するための効果的な情報発信(再掲)

- 自転車利用者の利便性の向上を図るとともに、環境への負荷の低減や健康増進、観光振興等の自転車利用の多様な効果を広く周知するため、本県の自転車関係の情報を集約したホームページの作成やSNSを活用した効果的な情報発信に取り組みます。

④ 自転車通勤の促進(再掲)

- 自転車利用による健康増進や、自動車から環境負荷が少ない自転車への移動手段の転換を図るため、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者が策定する「地球温暖化対策計画書」に通勤での自家用車利用等の抑制を図るための取組項目を付加することによる事業者の自主的な取組の促進や、省エネキャンペーンなどの広報啓発等により、県民の自転車通勤を促進します。

【指標】

自転車を利用する運動を実施した県民の割合

現状値:8.5%(令和6年度(2024年度)) ⇒ 目標値:12.0%(令和12年度(2030年度))

V 観光振興

【目標】サイクルツーリズム等の推進による観光振興

施策8 地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進

① 官民連携による広域的なサイクリングルート of 整備

- ・ サイクルツーリズム等の自転車を活用した観光コンテンツの充実を図るため、関係団体や市町村と連携し、広域的なサイクリングルートのPR及び整備を実施します。
- ・ 広域的なサイクリングルートの利用者が迷わず安全に安心して走行できるようにルート名や経路、距離等の路面標示と案内看板等をルートごとに統一した仕様により整備します。
- ・ 自転車が故障した場合等の緊急時の自転車修理場所や連絡先等の情報の充実を図ります。

② 自転車活用による観光地域づくりの推進

- ・ 自転車を活用した観光を促進するため、関連産業と連携し、観光客の多様なニーズに対応した旅行商品の造成や観光コンテンツの磨き上げなどに取り組みます。
- ・ 訪日外国人観光客の利便性向上を図るため、観光地の案内看板等の多言語対応など受入環境の整備を促進します。
- ・ 地域の観光客の回遊性の向上や地域の移動手段の確保等の観点から、地域が行う観光における自転車活用推進の取組を支援します。

③ サイクルイベントの振興を通じた地域の活性化の推進

- ・ スポーツツーリズムの推進、スポーツ振興の観点も含め、サイクルスポーツや自転車競技、サイクルイベントによる地域活性化の取組を推進します。
- ・ サイクリングガイド等自転車活用による地域活性化に取り組む人材確保を推進します。

④ 自転車通行空間等の整備(再掲)

- ・ 市町村の自転車ネットワーク計画において自転車通行空間の整備が必要な区間として位置付けられた道路や広域的なサイクリングルート、自転車通学ルート等について、カラー舗装等の整備や矢羽根等の路面表示などにより、自転車通行空間の整備を推進します。
- ・ 自転車が通行できる歩道等について、自転車と歩行者双方の安全で快適な通行を確保するため、自転車通行範囲をカラー舗装や区画線等で明示することにより、自転車と歩行者の通行の分離を図ります。

⑤ 自転車利用を促進するための効果的な情報発信(再掲)

- ・ 自転車利用者の利便性の向上を図るとともに、環境への負荷の低減や健康増進、観光振興等の自転車利用の多様な効果を広く周知するため、本県の自転車関係の情報を集約したホームページの作成やSNSを活用した効果的な情報発信に取り組みます。

【指標】

広域サイクリングルートにおける路面標示や案内看板が整備された市町村数

現状値：0市町村(令和6年度(2024年度)) ⇒ 目標値：24市町村(令和12年度(2030年度))

施策9 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供

① 道の駅等のサイクリング環境の向上（いわてサイクルステーションの登録）

- ・ 自転車利用者が安心して利用できる環境整備を目的に、道の駅や民間施設等へサイクリング拠点である「いわてサイクルステーション」の登録・普及を図り、特に広域的なサイクリングルート上の空白地域へ普及を促進します。



（令和3年度道路関係予算概算（令和3年1月）（国土交通省道路局、国土交通省都市局）から作成）

図3-4 道の駅のサイクリング拠点化のイメージ

② サイクリストと連携した快適なサイクリングルートの確保

- ・ サイクリングルートにおいて、通常の道路の維持管理に加え、安全で快適なサイクリングのための補修必要箇所等の情報収集をサイクリストと連携して行い、効果的で効率的な改善を図ります。

③ 自転車利用を促進するための効果的な情報発信（再掲）

- ・ 自転車利用者の利便性の向上を図るとともに、環境への負荷の低減や健康増進、観光振興等の自転車利用の多様な効果を広く周知するため、本県の自転車関係の情報を集約したホームページの作成やSNSを活用した効果的な情報発信に取り組みます。

【指標】

いわてサイクルステーションの登録数

現状値：79 施設（令和6年度（2024年度）） ⇒ 目標値：200 施設（令和12年度（2030年度））

第4章 計画の推進方策

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、取組分野ごとの施策を着実に推進するため、それぞれの施策において、県の担当部局が連携して具体的な推進方策を実施するとともに、地域の実情を踏まえ、市町村や公共交通事業者等の関係機関との適切な役割分担の下、相互に連携した取組を展開します。

【取組分野及び施策における県の担当部局】

取組分野	施策	県の担当部局
I 利用環境	1 自転車通行空間等の整備・維持管理の推進	県土整備部 警察本部
	2 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進	県土整備部
II 安全安心	3 自転車の安全利用の促進	復興防災部 県土整備部 教育委員会事務局 警察本部
	4 学校における交通安全活動の推進	ふるさと振興部 県土整備部 教育委員会事務局 警察本部
III 移動環境	5 他の交通機関と連携した自転車移動環境向上の推進	ふるさと振興部 県土整備部 環境生活部
IV 健康・脱炭素	6 サイクルスポーツ振興の推進	文化スポーツ部 県土整備部 教育委員会事務局 警察本部
	7 自転車を活用した健康づくり・脱炭素化の推進	総務部 文化スポーツ部 環境生活部 保健福祉部 県土整備部
V 観光振興	8 地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進	商工労働観光部 県土整備部
	9 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供	ふるさと振興部 県土整備部

2 計画のフォローアップ

本計画の進捗状況等については、毎年度、指標の進捗状況と施策の実施状況等の確認を行い、その結果を岩手県ホームページで公表します。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、適宜計画の見直しを行います。

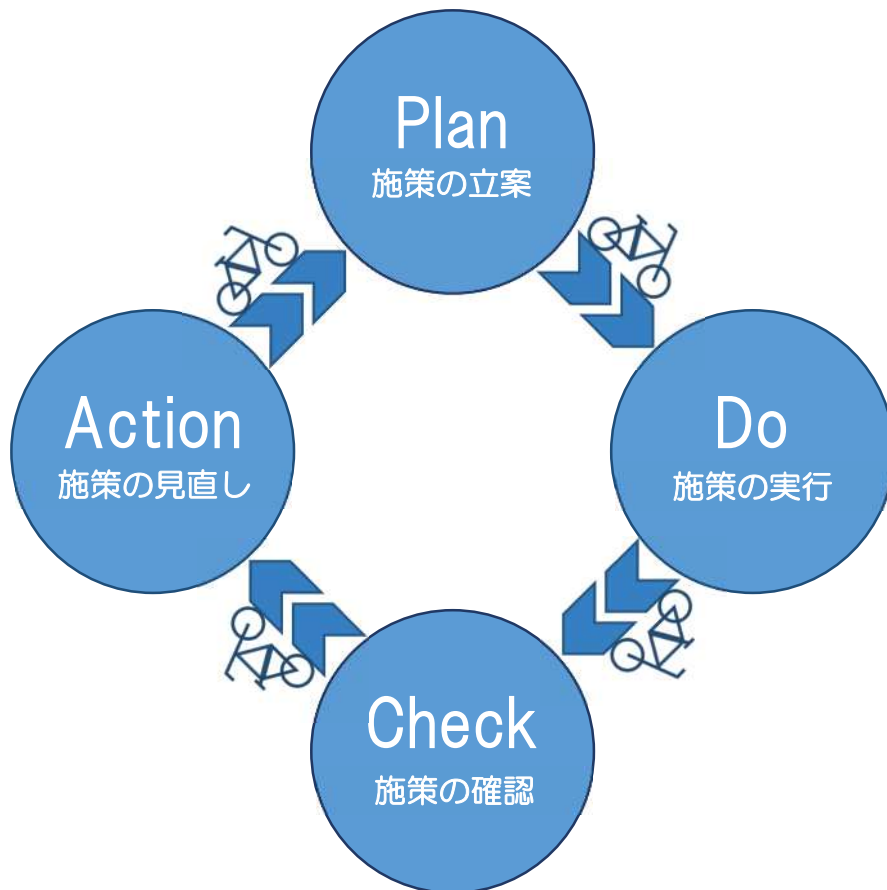


図 4-1 計画の推進に向けたPDCAサイクル

1 自転車活用推進法(平成 28 年法律第 113 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。

4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第7条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第2章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第8条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路をいう。)、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。)の整備及び時間制限駐車区間(道路交通法(昭和35年法律第105号)第49条第1項に規定する時間制限駐車区間をいう。)の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

第3章 自転車活用推進計画等

(自転車活用推進計画)

第9条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画(以下「自転車活用推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

(都道府県自転車活用推進計画)

第10条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(次項及び次条第1項において「都道府県自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村自転車活用推進計画)

第11条 市町村(特別区を含む。次項において同じ。)は、自転車活用推進計画(都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(次項において「市町村自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第4章 自転車活用推進本部

(設置及び所掌事務)

第12条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部(次項及び次条において「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織等)

第13条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
- 二 文部科学大臣
- 三 厚生労働大臣
- 四 経済産業大臣
- 五 環境大臣
- 六 内閣官房長官
- 七 国家公安委員会委員長
- 八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第5章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

第14条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は5月5日とし、自転車月間は同月1日から同月31日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

第15条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

第2条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第3条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 岩手県自転車活用推進計画アドバイザー会議 要綱

(目的)

第1 自転車活用推進法(平成28年法律第113号)の施行を受け、岩手県内における自転車の活用を推進することを目的とした岩手県自転車活用推進計画の次期計画を策定するにあたり、広く有識者から意見徴収するため、岩手県自転車活用推進計画アドバイザー会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌)

第2 会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 自転車の活用推進に関する現状分析と課題整理に関すること。
- (2) 自転車の活用推進に向けた施策の検討に関すること。
- (3) その他自転車の活用に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3 会議は、別表の構成員で構成するものとする。

- 2 構成員の任期は就任の日から令和8年3月31日とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第4 会議に、座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長は、構成員の互選によって定める。
- 3 副座長は、構成員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、県土整備部道路環境課総括課長が召集する。

- 2 座長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聴くことができる。
- 3 会議には構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7 会議の事務局は、岩手県県土整備部道路環境課に置く。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月11日から施行する。

岩手県自転車活用推進計画アドバイザー会議 構成員名簿

	所属	氏名	役職	取組分野
1	岩手県立大学総合政策学部	宇佐美 誠史	教授	利用環境
2	NPO 法人環境パートナーシップいわて	渋谷 晃太郎	代表理事	利用環境
3	岩手県サイクリング協会	盛合 博美	事務局長	利用環境
4	NPO 法人日本健康運動指導士会岩手県支部	佐々木 亮平	支部長	健康づくり
5	岩手県自転車競技連盟	藤根 弘枝	事務局長	健康づくり
6	東日本旅客鉄道株式会社	今野 聡	企画総務部 経営戦略ユニット 担当課長	観光振興
7	公益財団法人岩手県観光協会	高田 聡	専務理事兼事務局長	観光振興
8	IGR いわて銀河鉄道株式会社	成島 英史	副部長兼地域連携課長	観光振興
9	岩手県「道の駅」連絡会駅長会	新田 和幸	道の駅「遠野風の丘」 駅長	観光振興
10	三陸鉄道株式会社	橋上 和司	シニアマネージャー	観光振興
11	岩手県自転車二輪車商業協同組合	安部 一夫	理事長	安全安心
12	一般社団法人岩手県交通安全協会	福地 実	事務局長	安全安心
13	一般社団法人岩手県PTA連合会	山口 真樹	副会長兼子育て応援 委員長	安全安心

(取組分野ごと五十音順、敬称略)

3 岩手県自転車活用推進計画の策定経過

	年月日	内容
第1期	令和2年8月28日	第1回岩手県自転車活用推進計画検討委員会 (岩手県自転車活用推進計画(骨子案)の検討)
	令和2年12月2日	第2回岩手県自転車活用推進計画検討委員会 (岩手県自転車活用推進計画(素案)の検討)
	令和2年12月7日～ 令和3年1月6日	パブリック・コメント (岩手県自転車活用推進計画(素案)に対する意見募集)
	令和3年1月28日	第3回岩手県自転車活用推進計画検討委員会 (岩手県自転車活用推進計画(最終案)の検討)
	令和3年3月	策定
第2期	令和7年11月19日	第1回岩手県自転車活用推進計画アドバイザー 会議 (第2期岩手県自転車活用推進計画(素案)の検討)
	令和7年12月9日～ 令和8年1月8日	パブリック・コメント (第2期岩手県自転車活用推進計画(素案)に対する 意見募集)
	令和8年2月13日	第2回岩手県自転車活用推進計画アドバイザー 会議 (第2期岩手県自転車活用推進計画(案)の検討)
	令和8年3月	策定

4 脚注一覧

- ※1 国の自転車活用推進計画：現行計画は、長期的な展望を視野に入れつつ令和7年度までを計画期間とされており、国では令和8年度に第3次自転車活用推進計画の策定に向けた検討が進められている。
- ※2 いわて県民計画(2019～2028)：県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す本県の総合計画であり、行政、県民、企業、NPOなどのあらゆる主体が、岩手県の将来像などを共有し、それぞれの主体が自ら取組を進めていくためのビジョンとなるもの。
- ※3 豪雪地帯：豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき、積雪が特にはなはだしいため産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域として、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定したもの。
- ※4 特別豪雪地帯：豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域。
- ※5 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画：地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく温室効果ガスの排出抑制等のための施策等を定める地方公共団体実行計画。計画期間は令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間。令和5年3月改訂。
- ※6 運輸部門の二酸化炭素排出量：端数処理を行っているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- ※7 高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。
- ※8 健康寿命：日常生活に制限のない期間の平均。
- ※9 年齢調整死亡率：人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するため、死亡率を一定の基準人口(平成27年モデル人口)に当てはめて算出した値。
- ※10 自転車を利用する運動を実施した県民の割合：「県民のスポーツ実施状況に関する調査」で自転車通勤又はサイクリングを行った割合。
- ※11 メッツ：運動強度の単位で、安静時を1とした時と比較して何倍のエネルギーを消費するかで活動の強度を示したもの。
- ※12 矢羽根型路面標示：自転車の通行範囲と通行方向を青色の矢羽根等で明示して、自転車と自動車に自転車が通行する範囲であることを意識させるための路面表示。
- ※13 自転車が通行できる歩道等：歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等が設置され自転車が歩道を通行できる区間。

- ※14 歩道等延長：歩道等設置区間について、歩道等部分の延長を左右合計した延べ延長。
- ※15 普通自転車：車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する2輪又は3輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの。
- ※16 普通自転車通行指定部分：歩道において自転車が通行すべき範囲を道路標示で示した部分。
- ※17 県管理道路の自転車交通量が多い箇所：昼間12時間自転車交通量100台以上の交通量観測地点。
- ※18 自転車ネットワーク計画：安全で快適な自転車通行空間の効果的、効率的な整備を目的に、面的なネットワークを構成する路線を選定した整備計画。
- ※19 自転車等放置禁止区域：自転車等駐車が整備されている地域内の公共の場所で自転車等の放置により良好な生活環境が著しく阻害されると認められ市長が指定した区域。
- ※20 自転車等放置規制区域：放置禁止区域の周辺の地域内の公共の場所で当該放置禁止区域の指定により自転車等の放置が増大し、良好な生活環境が阻害されると認められ市長が指定した区域。
- ※21 主要地区自転車等台数実態調査：放置自転車等放置防止対策の基礎資料とするための盛岡市で実施している調査。平日・休日の1日で時間帯を定め、放置自転車台数を調査している。
- ※22 シェアサイクル：相互利用可能な複数のサイクルポートが設置され、貸出場所と返却場所は異なるポートでもよい面的な都市交通に供されるシステム。片道利用や、周遊先ポートでの乗り捨てが可能。
- ※23 レンタサイクル：鉄道駅等に近接して設置された一つのサイクルポートを中心に、往復利用の端末交通に供されるシステム。
- ※24 BMX：Bicycle Motocross(バイシクルモトクロス)の略で自転車競技の1種。
- ※25 1世帯当たり人員：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和3年1月1日現在)(総務省)の人口及び世帯数から算出。
- ※26 インバウンド：外国人が訪れてくる旅行。
- ※27 自転車関連の大会等の推移：平成28年度は「希望郷いわて国体」の参加者数を除く。
- ※28 交通事故発生状況：交通事故発生件数は、令和6年9月末時点966件に対し令和7年9月末時点1,108件、自転車事故発生件数は、令和6年9月末時点100件に対し令和7年9月末時点133件

- ※29 第 11 次岩手県交通安全計画における令和 7 年(2025 年)の目標値と同値としており、令和 8 年度に策定する第 12 次岩手県交通安全計画(令和 8 年度(2026 年度)～令和 12 年度(2030 年度))を踏まえて見直しを行う場合がある。
- ※30 市町村内で迷いやすい箇所や危険な箇所等の工事完了後に 1 市町村達成とする。
- ※31 自転車指導啓発重点地区・路線：自転車と歩行者が集中するなど、重大事故の発生が懸念される地区・路線及び自転車に関する事故の多発地区・路線。
- ※32 交通公園：県営運動公園内にある子供が楽しみながら交通安全ルールなどを身に付けることを目的とする施設。
- ※33 スケアードストレイト教育技法：スタントマンによる模擬の交通事故の見学を通して事故の恐ろしさを体感させ、事故の危険性と交通ルール遵守の重要性を強く認識させる教育技法。
- ※34 自転車安全利用推進期間：自転車利用者の安全意識の高揚を図り、自転車の安全利用の推進を図る期間。
- ※35 自転車に関する交通事故件数：目標値(125 件以下)は、第 11 次岩手県交通安全計画における令和 7 年(2025 年)の目標値と同値としており、令和 8 年度に策定する第 12 次岩手県交通安全計画(令和 8 年度(2026 年度)～令和 12 年度(2030 年度))を踏まえて見直しを行う場合がある。
- ※36 高校生への自転車ルール啓発 4 コマ漫画：岩手県盛岡東警察署と盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校が協働で作成したもの。
- ※37 「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトは、国土交通省が自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、自転車通勤を推進する企業・団体を認定する制度。令和 7 年 12 月末時点で、全国 93 社(県内 0 社)が認定済みである。
- ※38 地域スポーツコミッション：スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図る組織。

第2期岩手県自転車活用推進計画

【発行】令和8年3月

【編集】岩手県(県土整備部道路環境課)

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL:019-629-5878 FAX:019-629-9124

E-mail:AG0004@pref.iwate.jp